

國第百九十六回
會

平成三十年五月二十一日(火曜日)

午前十時開會

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

藤川	政人君	有村 治子君	柏櫛 芳文君
和田	政宗君	石井 準一君	
西田	実仁君	江島 濑君	
岡田	広君	山東 昭子君	
高野光二郎君	山下 雄平君	豊田 俊郎君	高野光二郎君
熊野 正士君	山村 榎葉賀津也君	野上浩太郎君	吉良よし子君
相原久美子君	白 真勲君	白 真勲君	高階恵美子君
樺葉賀津也君	田村 智子君	田村 智子君	大野 泰正君
太郎君	清水 貴之君	清水 貴之君	神本美恵子君
山本	太郎君	山本 太郎君	吉良よし子君

本案の趣旨説明は、お手元に配付いたしました
資料により御了承願い、その聽取は省略いたしま
す。
これより質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○和田政宗君　自由民主党・このろの和田政宗で
ござります。
本日は、内閣委員会、文教科学委員会の連合審
査ということで、両委員の皆様、また委員長を始
めとする皆様にもどうぞよろしくお願ひをいたし
ます。
まず、地域における大学振興・若者雇用創出の
ための交付金制度、きらりと光る地方大学づくり
のことについてお聞きをしていただきたいというふう
に思うんですけども、これ、初め、制度、その
概要ですとかいろいろ法案の文面等で見たとき
に、これは産官学連携の取組なんだなということ
は分かつたわけがありますけれども、率直に申し
ますと、産学官連携というのはこれまで結構や
られてきたんじゃないかというようなことを思つ
た次第です。この法案においてはこれまでの産学
官連携と何が違うのか、その点、大臣、お願いい
たします。
○国務大臣(梶山弘志君)　お答えいたします。
本交付金は、知事等がリーダーシップを發揮す
ることを前提として、地方大学が特色を出しつ
つ、産官学連携により地域の中核的産業の振興や
専門人材育成などをを行う優れた取組を重点的に支
援をしていくものであります。
一方、これまでの産官学連携としましては、文
部科学省が行う、大学における革新的研究成果を
なつて立ち上げる取組や、地域が求める人材を養
成するための教育改革など特色ある教育研究の実
施をしています。

す。
施等を支援するものが挙げられるわけであります。

したがいまして、従来の文部科学省を始めとする産官学連携とは、大学主体ではなくて地域を代表する知事等がリーダーシップを取ること、そして、地方大学の役割として教育研究そのものよりも地域産業への貢献を重視をしていること、そ

○政府参考人(松尾泰樹君) 設したいという場合に、これは支援を行う必要があるんじゃないかなというふうに思ふんですが、そういう支援を行う用意があるかどうか、また、特定地域外への学部新設などを促すような施策を行なう予定があるかどうか、この点、答弁願います。

るんでしょうか、そういうものができるのかどうかというようななところを学校側も経営努力によつてしていくというふうに思いますので、今回のこの趣旨といふものは地方において大学に進学をする人を増やすというような意図もあるというふうに思ひますので、その辺りも国でしっかりとサポートをしていただければというふうに思います。

十五が潰れたとしても五つが残つて、それが世界的な企業に飛躍をしていく、例えて言うならばそういうような状況が中国には生まれている。また、電子決済のシステムですかキヤツシユレス、こういつた技術もこれは中国はかなり進んでいるということは、これは客観的に評価をしなくてはならない、というふうに思います。

委員御指摘の東京圏の大学が地方に置くキヤンパスでございますけれども、これまでも様々な事例があるわけでございます。例えば、昭和大学に

おきましては全学部の一年次の学生が山梨県の富士吉田市で学んでいる事例、また、東京農業大学におきましては北海道の網走市に生物産業学部の全学生が学ぶオホーツクキャンパスを設置している事例など、様々あるわけでございます。

こうしたことでも踏まえまして、昨年十二月に閣議決定されましたまち・ひと・しごと創生総合戦

るのではないかなどというふうに思つておりますので、これは是非、國の方もしっかりとサポートをしていただいて進めていただければというふうに思ひます。

略、これは二〇一七改訂版でござりますけれども、ここにおきましても、東京圏に所在する大学の学部、学科のサテライトキャンパスの地方での設置を促すという取組を記載しているところでござ

さいます。

たサテライトキャンバスを望む地方側と大学側の意向等のニーズを把握してそれをマッチングする仕組み、そういうことを検討するための調査事

業を進めているところでございまして、私どもとしてもそういう取組を促していくきたいというふうに思つておる次第でござります。

○和田政宗君 促していきたいということです、いろいろ大学考へるというふうに思はうんですね。例えば、慶應義塾大学は鶴岡の方に研究施設があつ

こうした大学がその特定地域内で増やせないと
いうことであれば、東京の郊外でありますとか、
この特定地域外の特に地方において学部などを新
設してはならないというふうになりますと、大
学経営への影響もあるのではないかという指摘が
当然ございます。

たりですか。あとは大阪の方に、これは学部とか学科ということではないんですけれども、市民講座向けに、何というか、大学施設のようなものを持つつていて、いろいろなことを見ながら、その学部の新設ができるのかとか、サテライトキャンパス又はその学部の本キャンパスという形にな

大学発のベンチャーなどもございます。中国の状況を見てみますと、これは例えの表現になるかも知れないですけれども、もう何というか、どんどんどんどんベンチャー企業ができるとして、その中に、結局日の目を見ず潰れてしまうベンチャー企業もあるわけでありますけれども、一万ベンチャー企業が立ち上がつて、その中の九千九百九

ところもあると思いますが、やはり侮れないなど思つたところでございます。

こうした科学技術イノベーションは、やはり我が国が将来にわたつて成長と繁栄を遂げるための要でございまして、やはり政府一丸となつて実現する生産性革命、これの中核を担うものであろうと思つております。イノベーションをめぐるゲ

ローバルな競争が激化する中で、先ほど申し上げた中国や欧米等の諸外国、これはやはり政府研究開発投資を伸ばしているという現状がございますので、我々としても、第五期の科学技術基本計画に掲げられておりますように、財政健全化計画との整合性は確保しつつということですが、政府研究開発投資対GDP比一%の目標達成を目指すということが必要だと考えております。

文科省としては、科学技術イノベーションの推進に向けて引き続き内閣府を始め関係府省と連携しまして、この科学技術予算の一層の充実に努めてまいりたいと思っております。

○和田政宗君 財政健全化というのももちろん重

要でありますけれども、私は、もうこういう科学

研究予算についてはしっかりと財政出動を行つ

て、これは未来への投資になるわけでございます

から、国債発行というようなことになるとまたい

る、これは与野党共に様々な議論があるのか

もしないというふうに思つておらずけれど

も、私はもうこの研究開発というものは國の健であ

るというふうに思つておりますので、やつていか

なくてはならないというふうに思つています。

ノーベル賞を取る方々も日本からは続出をして

おりますけれども、その重要な部分は基礎研究と

いうようなところになるわけでございまして、こ

れについてはこの後の質問でもしてまいりますけ

れども、しっかりとやはりいろいろな技術開発に

できるよう、かゆいところまで手が届くとい

うか、そういうような細かいところまでしっかりと

目を向けていかなくてはならないということを

思つております。

次に、革新的研究開発推進プログラム、I-M-P

A-C-Tについてお聞きをしたいというふうに思

います。

○和田政宗君 財政健全化というのももちろん重

要でありますけれども、私は、もうこういう科学

研究予算についてはしっかりと財政出動を行つ

て、これは未来への投資になるわけでございます

から、国債発行というようなことになるとまたい

る、これは与野党共に様々な議論があるのか

もしないというふうに思つておらずけれど

も、私はもうこの研究開発というものは國の健であ

るというふうに思つておりますので、やつていか

なくてはならないというふうに思つています。

ノーベル賞を取る方々も日本からは続出をして

おりますけれども、その重要な部分は基礎研究と

いうようなところになるわけでございまして、こ

れについてはこの後の質問でもしてまいりますけ

れども、しっかりとやはりいろいろな技術開発に

できるよう、かゆいところまで手が届くとい

うか、そういうような細かいところまでしっかりと

目を向けていかなくてはならないということを

思つております。

具体的には、平成二十五年度補正予算で措置を

いたしました基金五百五十億円を活用して、今御

指摘ございましたように、本年度を終了年度とし

て、公募で選ばれた十六名のプログラムマネ

ジャーが様々な分野、領域の研究開発にチャレン

ジをしているところでござります。

幾つか例を申し上げますと、東京大学の伊藤耕

三プログラムマネジャーは、プラスチック等の高

分子化合物の構造をナノレベルで精密に制御する

技術を開発することによって、これまでにない軽

量かつ強靭なポリマー素材を開発をいたしており

まして、本年秋には自動車の構造部品等を鉄から

ポリマー由来のものに置き換えた試作車を公開す

る予定でござります。

また、山本喜久プログラムマネジャーは、スパ

ーも革新的な技術開発を行つてあるわけでござります。この取組の成果がいかがかということをお聞きしたいのと、これ、せっかくすばらしい事業の整合性は確保しつつということですが、政府研究開発投資対GDP比一%の目標達成を目指すということが必要だと考えております。

文科省としては、科学技術イノベーションの推進に向けて引き続き内閣府を始め関係府省と連携しまして、この科学技術予算の一層の充実に努めてまいりたいと思っております。

○和田政宗君 財政健全化というのももちろん重

要でありますけれども、私は、もうこういう科学

研究予算についてはしっかりと財政出動を行つ

て、これは未来への投資になるわけでございます

から、国債発行というようなことになるとまたい

る、これは与野党共に様々な議論があるのか

もしないというふうに思つておらずけれど

も、私はもうこの研究開発というものは國の健であ

るというふうに思つておりますので、やつていか

なくてはならないというふうに思つています。

ノーベル賞を取る方々も日本からは続出をして

おりますけれども、その重要な部分は基礎研究と

いうようなところになるわけでございまして、こ

れについてはこの後の質問でもしてまいりますけ

れども、しっかりとやはりいろいろな技術開発に

できるよう、かゆいところまで手が届くとい

うか、そういうような細かいところまでしっかりと

目を向けていかなくてはならないということを

思つております。

○和田政宗君 しっかりと我々も議員として議論

をして、そういう動きをサポートしていくかなく

てはならないというふうに思つておりますけれど

も、これはI-M-P-A-C-Tの前によく間、助走とい

うか、これにつながるようなプログラムがあつ

て、I-M-P-A-C-Tでここで止まつてしまふと本当

にもつたないといふふうに思つておらず、今の

答弁は非常に前向きでこれからといふふうなこと

であるといふふうに認識をしておりますので、今

しっかりとサポートをしていきたいといふふうに

思ひます。

○和田政宗君 しっかりと我々も議員として議論

をして、そういう動きをサポートしていくかなく

てはならないというふうに思つておりますけれど

も、これはI-M-P-A-C-Tの前によく間、助走とい

うか、これにつながるようなプログラムがあつ

て、I-M-P-A-C-Tでここで止まつてしまふと本当

にもつたないといふふうに思つておらず、今の

答弁は非常に前向きでこれからといふふうなこと

であるといふふうに認識をしておりますので、今

しっかりとサポートをしていきたいといふふうに

思ひます。

○和田政宗君 しっかりと我々も議員として議論

をして、そういう動きをサポートしていくかなく

てはならないというふうに思つておりますけれど

も、これはI-M-P-A-C-Tの前によく間、助走とい

うか、これにつながるようなプログラムがあつ

て、I-M-P-A-C-Tでここで止まつてしまふと本当

にもつたないといふふうに思つておらず、今の

答弁は非常に前向きでこれからといふふうなこと

であるといふふうに認識をしておりますので、今

しっかりとサポートをしていきたいといふふうに

思ひます。

○和田政宗君 しっかりと我々も議員として議論

をして、そういう動きをサポートしていくかなく

てはならないというふうに思つておりますけれど

も、これはI-M-P-A-C-Tの前によく間、助走とい

うか、これにつながるようなプログラムがあつ

て、I-M-P-A-C-Tでここで止まつてしまふと本当

にもつたないといふふうに思つておらず、今の

答弁は非常に前向きでこれからといふふうなこと

であるといふふうに認識をしておりますので、今

しっかりとサポートをしていきたいといふふうに

思ひます。

○和田政宗君 しっかりと我々も議員として議論

をして、そういう動きをサポートしていくかなく

てはならないというふうに思つておりますけれど

も、これはI-M-P-A-C-Tの前によく間、助走とい

うか、これにつながるようなプログラムがあつ

て、I-M-P-A-C-Tでここで止まつてしまふと本当

にもつたないといふふうに思つておらず、今の

答弁は非常に前向きでこれからといふふうなこと

であるといふふうに認識をしておりますので、今

しっかりとサポートをしていきたいといふふうに

思ひます。

○和田政宗君 しっかりと我々も議員として議論

をして、そういう動きをサポートしていくかなく

てはならないというふうに思つておりますけれど

も、これはI-M-P-A-C-Tの前によく間、助走とい

うか、これにつながるようなプログラムがあつ

て、I-M-P-A-C-Tでここで止まつてしまふと本当

にもつたないといふふうに思つておらず、今の

答弁は非常に前向きでこれからといふふうなこと

であるといふふうに認識をしておりますので、今

しっかりとサポートをしていきたいといふふうに

思ひます。

○和田政宗君 しっかりと我々も議員として議論

をして、そういう動きをサポートしていくかなく

てはならないというふうに思つておりますけれど

も、これはI-M-P-A-C-Tの前によく間、助走とい

うか、これにつながるようなプログラムがあつ

て、I-M-P-A-C-Tでここで止まつてしまふと本当

にもつたないといふふうに思つておらず、今の

答弁は非常に前向きでこれからといふふうなこと

であるといふふうに認識をしておりますので、今

しっかりとサポートをしていきたいといふふうに

思ひます。

○和田政宗君 しっかりと我々も議員として議論

をして、そういう動きをサポートしていくかなく

てはならないというふうに思つておりますけれど

も、これはI-M-P-A-C-Tの前によく間、助走とい

うか、これにつながるようなプログラムがあつ

て、I-M-P-A-C-Tでここで止まつてしまふと本当

にもつたないといふふうに思つておらず、今の

答弁は非常に前向きでこれからといふふうなこと

であるといふふうに認識をしておりますので、今

しっかりとサポートをしていきたいといふふうに

思ひます。

○和田政宗君 しっかりと我々も議員として議論

をして、そういう動きをサポートしていくかなく

てはならないというふうに思つておりますけれど

も、これはI-M-P-A-C-Tの前によく間、助走とい

うか、これにつながるようなプログラムがあつ

て、I-M-P-A-C-Tでここで止まつてしまふと本当

にもつたないといふふうに思つておらず、今の

答弁は非常に前向きでこれからといふふうなこと

であるといふふうに認識をしておりますので、今

しっかりとサポートをしていきたいといふふうに

思ひます。

○和田政宗君 しっかりと我々も議員として議論

をして、そういう動きをサポートしていくかなく

てはならないというふうに思つておりますけれど

も、これはI-M-P-A-C-Tの前によく間、助走とい

うか、これにつながるようなプログラムがあつ

て、I-M-P-A-C-Tでここで止まつてしまふと本当

にもつたないといふふうに思つておらず、今の

答弁は非常に前向きでこれからといふふうなこと

であるといふふうに認識をしておりますので、今

しっかりとサポートをしていきたいといふふうに

思ひます。

○和田政宗君 しっかりと我々も議員として議論

をして、そういう動きをサポートしていくかなく

てはならないというふうに思つておりますけれど

も、これはI-M-P-A-C-Tの前によく間、助走とい

うか、これにつながるようなプログラムがあつ

て、I-M-P-A-C-Tでここで止まつてしまふと本当

にもつたないといふふうに思つておらず、今の

答弁は非常に前向きでこれからといふふうなこと

であるといふふうに認識をしておりますので、今

しっかりとサポートをしていきたいといふふうに

思ひます。

○和田政宗君 しっかりと我々も議員として議論

をして、そういう動きをサポートしていくかなく

てはならないというふうに思つておりますけれど

も、これはI-M-P-A-C-Tの前によく間、助走とい

うか、これにつながるようなプログラムがあつ

て、I-M-P-A-C-Tでここで止まつてしまふと本当

にもつたないといふふうに思つておらず、今の

答弁は非常に前向きでこれからといふふうなこと

であるといふふうに認識をしておりますので、今

しっかりとサポートをしていきたいといふふうに

思ひます。

○和田政宗君 しっかりと我々も議員として議論

をして、そういう動きをサポートしていくかなく

てはならないというふうに思つておりますけれど

も、これはI-M-P-A-C-Tの前によく間、助走とい

うか、これにつながるようなプログラムがあつ

て、I-M-P-A-C-Tでここで止まつてしまふと本当

にもつたないといふふうに思つておらず、今の

答弁は非常に前向きでこれからといふふうなこと

であるといふふうに認識をしておりますので、今

しっかりとサポートをしていきたいといふふうに

思ひます。

○和田政宗君 しっかりと我々も議員として議論

をして、そういう動きをサポートしていくかなく

てはならないというふうに思つておりますけれど

も、これはI-M-P-A-C-Tの前によく間、助走とい

うか、これにつながるようなプログラムがあつ

て、I-M-P-A-C-Tでここで止まつてしまふと本当

にもつたないといふふうに思つておらず、今の

答弁は非常に前向きでこれからといふふうなこと

であるといふふうに認識をしておりますので、今

しっかりとサポートをしていきたいといふふうに

思ひます。

○和田政宗君 しっかりと我々も議員として議論

をして、そういう動きをサポートしていくかなく

てはならないというふうに思つておりますけれど

も、これはI-M-P-A-C-Tの前によく間、助走とい

うか、これにつながるようなプログラム

ところでございますが、例えば平成二十八年度の各国立大学の損益計算書の中での研究費として整理しているところを教員数で割った数字を比較しますと、例えば、東北大学であれば一人当たり九百十一万円、宮城教育大学であれば五十一万九千円、山形大学では二百六十三万八千円、東京大学では八百三十四万六千円というふうになつております。そして、やはりその規模ですとかあるいは組織においての特性ということについてのことが出てるんじゃないかと思つております。

ただ、先生御指摘のように、地方大学の厳しい研究環境については様々な指摘があるところでござります。今後、文科省としましては、国立大学運営費交付金等の基盤経費の確保をしっかりと進めるとともに、地方国立大学の活性化が一層図られるよう、地域のニーズに応える人材育成あるいは研究を推進する大学への重点支援等を通じた機能強化の取組を支援して取り組んでまいりたいと存じます。

○和田政宗君 数字を聞いていますと差があるのかなというようなことも印象としては思いますが、ただ、一概に大学の規模ですとか、いろいろな研究のやり方、お金が掛かる研究であつたり割合にそうでもないというような研究をやつている研究室がどれだけあるのかと、いうところでも違つてくるんだろうというふうに思つておりますけれども、これ、実際に経常的研究費は、これは競争的資金をそれに加えて研究室としては取りに行くというような形であるんですけども、この経常的研究費だけで考えますと、かなり地方大学の研究室の中には、いろいろな資料のコピー代とかそういうつてしまつて、あれつ、うちの研究室の研究費はどうしたものであるとか、その研究室の実際の、何というか、事務経費、そういったものでもうなくなつてしまつて、あれつ、うちの研究室の研究費はどうしたものであるとか、その研究室の実際の、何というか、事務経費、そういったものでもうな

ういうふうに思つております。これ、取りや

ています。

次に、競争資金である科研費についてお聞きを

していただきたいというふうに思いますけれども、この科研費は非常に額が大きいものがございます。

その額が大きい、これは充実した研究ができると

いうことで、非常に私はこれもまたいいことであ

るというふうに思つんですけれども、この額の大さいものについてはみんな取りに行きたいというような状況ですので、もう競争になつて、これ取れるかどうか分からぬといふようなこともあるわけですね。そうなると、結局、じゃ、取れなく

てどうするのかと。先ほど申し上げたように、経常的研究費というものはちょっともういろいろな事務的経費で消費しまつて、というような事務的経費で消費しまつて、この中で、これ、小口の研究費、資金というものを私は充実をさせていくべきであるというふうに思つています。基礎研

究ですとか若手研究などにおいて五百百万円以下の研究資金というものがございます。これが獲得しやすくなれば、基礎研究でありますとか将来伸び

かなる科学技術の新たな発想、今は種であるわけでありますけれども将来大きく花開く、そういういたよ

うなものの研究が進むのではないかというふうに

考えております。

ノーベル賞の、今年はこの方が取るんじゃない

かみたいなことで候補に挙がるある科学研究者の方と意見交換したんすけれども、昔は何かこう

いう小口の資金というものが、小口の研究費みた

いというのが非常に取りやすい状況で、その中か

ら思いも寄らないような発想というもののが出てき

て大きく花開いた事例も結構あるんですよとい

うなことを教えていただきました。

今月のいろいろ、この五百万円以下の研究資金に

ついても、じゃ、応募率に対して取れる割合がど

れくらいなのかということを見た場合にも、パー

セントージとしてはそんなにも高くないのかなと

いうようなことは思つております。これ、取りや

すいようにしていくような方針は政府の方

で持つてあるというようなことも聞いております

けれども、この五百万円以下の研究資金の充実

や、獲得をしやすいようにすべきだというふうに

考えますけれども、政府の取組、見解はいかがで

しょうか。

○政府参考人(磯谷桂介君) お答え申し上げま

す。

先生御指摘の学術研究を支える科学研究費助成

事業、いわゆる科研費でございます。平成二十九

年度の配分結果によりますと、一課題当たり、先

生御指摘のような五百万円以下の小規模の研究種

目であります基盤研究Cや若手研究Bにつきまし

ては、前年度と比較して応募件数が大幅増となっ

ております。研究者のニーズは大変高いといいう

ふうに認識をしております。

これらの種目につきましては学術の多様性を支

える要となるものであります。文部科学省とい

たしましてもこうした種目に重点的な配分を行つ

ているところであります。例えば、科研費全体の

採択率が前年度と比べて減少する中でも、平成二

十九年度において、この基盤研究Cあるいは若手

研究Bにつきましては、新規採択率は科研費全体

の政策目標の三〇%をおおむね確保しているとこ

ろでございます。

さらに、文部科学省におきましては、小規模の

研究種目である先ほどの種目も含め、そうしたも

の充実を図るために科研費若手育成プランを平

成二十九年度から実行しているところであります

て、平成三十年度予算においては、本プランの実

行等のため、対前年比二億円増の全体では二千二

百八十六億円を科研費として計上して充実を図つたところです。

今後とも、イノベーションの源泉であります学

術研究の更なる振興に向けて、科研費の充実と質

の向上を図りながら、研究種目の特性に応じた適

切な配分を図つてまいります。

○和田政宗君 これは、のべつ幕なしに予算があ

るわけではありませんので、適切な研究評価とい

うことは必要になるわけですが、それとともに

このIMPACTの事例も含めまして、やは

り研究という中で挑戦的にやっていくようなもの

もあるというふうに思いますので、個別具体的に

どの事例がというふうなことではありませんけれども、そういうふうな研究者があり、それがで

り、国が強制運行を否定している慰安婦につい

て、強制運行があつたとして世界への発信を行つ

て、いる研究にも交付がなされております。これ、

国の公式見解と違う事実の発信に国費が投入され

て、いることになりますけれども、これはなぜなん

いというふうに思つております。

もう一つ科研費についてお聞きしますけれども、

科研費は国費が投入されておりませんけれども、

資金を獲得できるようにしていかなくてはならな

いというふうに思つております。

○政府参考人(磯谷桂介君) お答え申し上げま

す。

先生御指摘の学術研究を支える科学研究費助成

事業、いわゆる科研費でございます。平成二十九

年度の配分結果によりますと、一課題当たり、先

生御指摘のような五百万円以下の小規模の研究種

目であります基盤研究Cや若手研究Bにつきまし

ては、前年度と比較して応募件数が大幅増となっ

ております。研究者のニーズは大変高いといいう

ふうに認識をしております。

これらの種目につきましては学術の多様性を支

える要となるものであります。文部科学省とい

たしましてもこうした種目に重点的な配分を行つ

ているところであります。例えば、科研費全体の

採択率が前年度と比べて減少する中でも、平成二

十九年度において、この基盤研究Cあるいは若手

研究Bにつきましては、新規採択率は科研費全体

の政策目標の三〇%をおおむね確保しているとこ

ろでございます。

さらに、文部科学省におきましては、小規模の

研究種目である先ほどの種目も含め、そうしたも

の充実を図るために科研費若手育成プランを平

成二十九年度から実行しているところであります

て、平成三十年度予算においては、本プランの実

行等のため、対前年比二億円増の全体では二千二

百八十六億円を科研費として計上して充実を図つたところです。

今後とも、イノベーションの源泉であります学

術研究の更なる振興に向けて、科研費の充実と質

の向上を図りながら、研究種目の特性に応じた適

切な配分を図つてまいります。

○和田政宗君 これは、のべつ幕なしに予算があ

るわけではありませんので、適切な研究評価とい

うことは必要になるわけですが、それとともに

このIMPACTの事例も含めまして、やは

り研究という中で挑戦的にやっていくようなもの

もあるというふうに思いますので、個別具体的に

どの事例がというふうなことではありませんけれども、

そういうふうな研究者があり、それがで

り、国が強制運行を否定している慰安婦につい

て、強制運行があつたとして世界への発信を行つ

て、いる研究にも交付がなされております。これ、

国の公式見解と違う事実の発信に国費が投入され

て、いることになりますけれども、これはなぜなん

いというふうに思つております。

○政府参考人(磯谷桂介君) お答え申し上げま

す。

先生御指摘の学術研究を支える科学研究費助成

事業、いわゆる科研費でございます。平成二十九

年度の配分結果によりますと、一課題当たり、先

生御指摘のような五百万円以下の小規模の研究種

目であります基盤研究Cや若手研究Bにつきまし

ては、前年度と比較して応募件数が大幅増となっ

ております。研究者のニーズは大変高いといいう

ふうに認識をしております。

先ほど申し上げたように、経常的研究費とい

うものはちょっともういろいろな事務的経費で消費

しまつて、というような事務的経費で消費しまつて、

この中で、これ、小口の研究費、資金というものを私は充実をさせていくべきであるというふうに思つて

おります。

○政府参考人(磯谷桂介君) お答え申し上げま

す。

先生御指摘の学術研究を支える科学研究費助成

事業、いわゆる科研費でございます。平成二十九

年度の配分結果によりますと、一課題当たり、先

生御指摘のような五百万円以下の小規模の研究種

目であります基盤研究Cや若手研究Bにつきまし

ては、前年度と比較して応募件数が大幅増となっ

ております。研究者のニーズは大変高いといいう

ふうに認識をしております。

○政府参考人(磯谷桂介君) お答え申し上げま

す。

先生御指摘の学術研究を支える科学研究費助成

事業、いわゆる科研費でございます。平成二十九

年度の配分結果によりますと、一課題当たり、先

生御指摘のような五百万円以下の小規模の研究種

目であります基盤研究Cや若手研究Bにつきまし

ては、前年度と比較して応募件数が大幅増となっ

ております。研究者のニーズは大変高いといいう

ふうに認識をしております。

○政府参考人(磯谷桂介君) お答え申し上げま

す。

先生御指摘の学術研究を支える科学研究費助成

事業、いわゆる科研費でございます。平成二十九

年度の配分結果によりますと、一課題当たり、先

生御指摘のような五百万円以下の小規模の研究種

目であります基盤研究Cや若手研究Bにつきまし

ては、前年度と比較して応募件数が大幅増となっ

ております。研究者のニーズは大変高いといいう

ふうに認識をしております。

○政府参考人(磯谷桂介君) お答え申し上げま

す。

先生御指摘の学術研究を支える科学研究費助成

事業、いわゆる科研費でございます。平成二十九

年度の配分結果によりますと、一課題当たり、先

生御指摘のような五百万円以下の小規模の研究種

目であります基盤研究Cや若手研究Bにつきまし

ては、前年度と比較して応募件数が大幅増となっ

ております。研究者のニーズは大変高いといいう

ふうに認識をしております。

○政府参考人(磯谷桂介君) お答え申し上げま

す。

先生御指摘の学術研究を支える科学研究費助成

事業、いわゆる科研費でございます。平成二十九

年度の配分結果によりますと、一課題当たり、先

生御指摘のような五百万円以下の小規模の研究種

目であります基盤研究Cや若手研究Bにつきまし

ては、前年度と比較して応募件数が大幅増となっ

ております。研究者のニーズは大変高いといいう

ふうに認識をしております。

○政府参考人(磯谷桂介君) お答え申し上げま

す。

発展をしていくかなど、必ずしもそうではないのではないかと、こういう声もあるわけでござります。ですので、やはり地方それぞれの大学が特色を持つ魅力的な教育を行つていくという、これを国が力強く支援をしていくことが必要ではないかと思つております。

有名な例では、秋田県の国際教養大学、これは本当に国際色豊かな教育を行つていて、大変全国から学生が集まっているわけあります。こういった成功例なども広めながら地方大学の振興に取り組んでいただきたいと思いますが、文科大臣は、この地方大学の振興について何が重要だと、このようにお考えでしようか。

優れた取組を重点的に支援するといふものでござりますけれども、その際にK.P.I.をまず設定をしていただくこととしておりまして、具体的には中核産業の雇用者数の増加数、あるいは地元の就職者数、そういうふたものを設定していただくことを考えております。

における適職の選択を可能とする環境の整備などの施策を講ずるよう努めるとしているところでございます。

も、委員御指摘のとおり、政府といたしましてこの返還支援の取組をしてございます。二〇一七年、昨年の十二月時点でこういったことの取組をしていただいている県は二十四県になつております。そして、今後とも、全国展開に向けて、未導入の地方公共団体に対して私たちとして働きかけをして

私立大学や学部の設置につきましては、各設置者である学校法人の判断によりまして、寄附金や資産売却収入のほか、地方自治体からの補助金など、多様な財源を用いて行われているものでござります。

その上で、実施する地方公共団体におきましては、毎年度そのKPIの検証、その上で必要に応じて事業の見直しをしていくだけ必要がありますし、国におきましても、有識者委員会によりまして毎年度評価をしてKPIの達成状況をチェックしながら交付金の交付を検討するというようなことで、地方公共団体と国と両方においてP.D.C.Aを回していくことを考えております。

提供をすることなどなどの施策に取り組んでいくこととしているところがございます。

いるところでもございます。
また、地方公共団体の仕組みによつて、これ、
それぞれ条件が異なつておりますけれども、学生
等が奨学金の返還支援を受けるためには一定の条
件、これは各県が支援要件を定めているところで
ございまして、一般的には地方公共団体の域内の
企業に勤めるということが一定程度の要件になつ
ております。

先生からお尋ねございました加計学園以外の学校法人が私立大学等の設置に当たりまして地方自治体から補助金による支援があつたものでございますけれども、確認できる限り、平成二十一年度から平成三十年度までの過去十年間におきまして、少なくとも二十四件の事例があると承知しているところでございます。

○佐々木さやか君 時間が残り少なくなつてまいりましたので二問ほど飛ばさせていただきまして、学生の地元での就職という観点から、中小企業とのマッチングについて伺いたいと思います。私が熊本で中小企業経営の方と懇談、お話を聞かせていただいたときも、地元の大学でせつかく優秀な人材を育てたのにみんな東京に行つてしまふというようなことですとか、なかなかやはり中 小企業経営者の皆さん、人手も、また経済的な面でも余裕もありませんので、優秀な人材獲得に力を入れる、そういうことがなかなかできないと、こういうお話を伺いました。

からやつぱりこの企業に必要とされているんだといふこと、やりがいを感じられるように、そこに重点を置いてサポートしていくことが必要なのかななど、いろいろにも感じております。それから、最後に一問ですが、奨学金の返済の点であります。

公明党としても、この奨学金の問題、学生さん方にアンケートを今月、実は取りました。六割の方があなたがもう貸与奨学金を利用しております。他方で、将来、結婚とか就職した後、卒業の後の返済に不安を持つております。

今、自治体や企業などによる奨学金の返済支

したがいまして、同一の企業に就業し続けることが必ずしも求められているものではないといふうに承知しているところでございまして、先生御指摘のとおり、例えば企業を替わるとか、そういうことでもその条件に合つていれば適切に対応するということですございまして、今後とも、若者の地方定着のためにこのような奨学金返還支援等の活用をしつかりと進めてまいりたいと思ってございます。

○佐々木さやか君 よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○櫻井充君 国民民主党・新緑風会の櫻井充でございます。

○政府参考人(村田善則君) 御指摘のとおり、最近の事例を見ますと、傾向的に医療、看護系の大学に対する支援が多くなっているという状況でございます。

○櫻井充君 看護系の学校は元々、戦後、看護師さんたちの数が足りないので補助金を入れるシステムができ上がってきていますが、こういうところは補助金がかなり入ってきていますが、一方で、一般の学部を抱えている大学に補助金が入っている例はほとんどないんじゃないのかと、そう思いま

他方で、先ほども申し上げましたが、学生の皆さんに話を聞くと、情報があればそういう優良な中小企業には是非就職したいという声もあるわけでありまして、このマッチングについては本当に難しいなと思いながらも、やはり国としてはこういう広報、学生の皆さんにきちんと情報届けなければならぬということをしっかりとやらなければならぬといふふうに思いますが、この点についてはどのように取組を進めるのか、教えていただければと思います。

援、これが始まつてきていると聞いておりますけれども、こういつた制度の拡充を望む声も学生さんからございました。こういつた制度を是非普及を後押ししていただくとともに、他方で、就職しただけれどもいろんな事情があつて退職をしたと、そういう場合に、そういう支援したお金を返しててくれと、いうようなこと、これは法律違反になる場合もあると思うんですけれども、こういつた不當なことがなされないようなどうことも併せて周知をいただきたいと思います。この点、いかがでしょうか。

す。 今日、本当は新しい大学構想などについて十分議論をしたいと思っていたんですが、加計学園のああいう記事が出てきたので、済みません。通告していいものもあつて大変恐縮ですが、林大臣の所感などを伺いたいと、そう思っています。

その上で、あくまでやはりこうやって加計学園のものが特別な扱いだと思っているんですが、もう一点私が危惧しているところは、私のところに、ある高校の進路指導の先生から電話が来まして、加計学園グループの薬学部に対して進路指導は絶対しないと、なぜならば、合格率が低いです供さんたちのためにならないからだと、そういうふうにお話ししてくださいました。

実際、加計学園の千葉科学大学の薬学部の合格率、これは字面どうなっているかというと、卒業させませんから、だから、卒業者数の合格者数に

○政府参考人(末宗徹郎君) お答えいたします。

○政府参考人(松尾泰樹君) お答えいたします。

○政府参考人(村田善則君) お答え申し上げま
でしようか。

なつて いるので、本来の合格率とは私は全然違うと思うんです。一年生に入学時の人気が一体どのぐ

らい薬剤師さんになつてゐるんでしょうか。

○政府参考人(義本博司君) お答えいたします。

平成二十九年薬剤師国家試験において、千葉科学大学の新卒での合格者は二十四になつてゐるところでございます。これらの者が大学に入学したのは平成二十三年度でございますが、千葉科学大学、六年制の学科での平成二十三年度の入学者の数は七十七名となつてゐるところでございます。

ですから、データによりますと、実績としましては、入学者が七十七名、卒業者が二十八名、そ

のうち二十四名が国家試験に合格したということございまして、入学生の約六割が標準修業年限内での卒業に至つていないという状況でございます。

○櫻井充君 そういうことなんですよね。こうい

う大学を認可していること 자체、私はすごく大き

な問題があると思うんです。

これは、大学側が利益を出すためにはこういう募集を掛けるのは自由かもしれませんけれど、学生さんや子供さんたちにとつてみたら、夢を持つて、薬剤師になれると思って学校に入つてみたら、必ずしもそういうレベルに至つていないと。私は、こういう学校を認可していることそのものが大きな問題があると思つていていますが、大臣、いかがでしようか。

○政府参考人(義本博司君) お答えいたします。

千葉科学大学薬学部以外でも、卒業率が低い、課題がある大学が幾つかあるわけでございますけれども、文部科学省におきましては、有識者会議、有識者による検討会を設けまして、平成二十六年十一月に、薬学教育の現状や薬学教育を取り巻く状況を基に、適正な入学定員の設定の検討や、学生の修学状況等の分析結果に基づいた改善計画の策定及びPDCAサイクルを機能さること等、課題のある大学に共通する問題などを踏まえまして必要な取組を整理し、提言をまとめたところでございます。

この提言を踏まえまして、文部科学省において

は、課題がある大学に対して、も含めてでございますが、各年次の進級者数、入学者に対する標準

修業年限内の卒業者、国家試験の合格者の割合、六年次の卒業留年の割合をホームページで公表を求めるなど、情報公開を含めて適正に講じたところでございます。

文科省においてもホームページにおいて同様な公表をしておりまして、薬学部の教育の質の向上に取り組んでまいりたいと思っております。

○櫻井充君 私は大臣がこいついう大学を認可していること自体、私は問題があると思うんですよ。これは特区を使って結果的には竹中平蔵さんが後押ししていましたと、こういう答申をいたしましたが、この大学だつてどうなつたかというと、予備校生と大学生と一緒になつたかといふと、授業やつているということで、結局お取り漬しになつてゐるんですよ。

そういう意味合いでは、文科省のその許認可そのものに僕は問題があると思っていて、こういうことが起つてゐるようなところについて、やはり例えはその時点では仕方ないにしても、LSEC大学はお取り漬しになりました、そういうことも検討されるべきではないかと思いますが、大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(林芳正君) ちょっと突然のお尋ねでございましたのであれでございますが、認可は、設置審の専門的、学術的審査の結果、明らかに法令違反の事実がなければ認可すると、そういう仕組みで、認可取消しということにならないわけでございます。したがつて、今局長から答弁いたしましたようにしつかりと、専門的、学術的審査の結果認められた大学でございますので、検討会を設けてやはりしっかりと必要な取組を整理して、提言を取りまとめて、それからやつぱり学生の皆さんに対して、今から受験をされるわけですから、やっぱりそういう情報はしっかりと提供していくと、こういふことです。

大臣、この回の愛媛県からの出てきている文書を御覧になつてゐるかどうか分かりませんが、文部科学省の在り方が問われてゐるんじやないのかと、そう思います。

私は、これだけ見ると加計学園ありきだつたんで

きているわけです。法令に違反していないから認可してみたけれど、十分な教育機関としての役割を果たしていないということだと、私はそう思ひます、今の数字を見る限りにおいては。

そうすると、本当にあの獣医学部も文部科学省としてもきちんとした形で議論されたんでしょう。そして、適切な認可を下ろしていただいているんでしょうか。その点についてはいかがですか、大臣。

○国務大臣(林芳正君) 今回の獣医学部についても、設置審で専門的、学術的審査をしていただきて、認可を可とすべしと、こういう答申をいたしましたが、この大学だつてどうなつたかといふと、予備校生と大学生と一緒になつたかといふと、授業やつているということで、結局お取り漬しになつてゐるんですよ。

そういう意味合いでは、文科省のその許認可そのものに僕は問題があると思っていて、こういうことが起つてゐるようなところについて、やはり例えはその時点では仕方ないにしても、LSEC大学はお取り漬しになりました、そういうことも検討されるべきではないかと思いますが、大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(林芳正君) ちょっと突然のお尋ねでございましたのであれでございますが、認可は、設置審の専門的、学術的審査の結果、明らかに法令違反の事実がなければ認可すると、そういう仕組みで、認可取消しということにならないわけでございます。したがつて、今局長から答弁いたしましたようにしつかりと、専門的、学術的審査の結果認められた大学でございますので、検討会を設けてやはりしっかりと必要な取組を整理して、提言を取りまとめて、それからやつぱり学生の皆さんに対して、今から受験をされるわけですから、やっぱりそういう情報はしっかりと提供していくと、こういふことです。

大臣、この回の愛媛県からの出てきている文書を御覧になつてゐるかどうか分かりませんが、文部科学省の在り方が問われてゐるんじやないのかと、そう思います。

私は、これだけ見ると加計学園ありきだつたんで

はないのかと、そう感じますが、林大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(林芳正君) 愛媛県から参議院の予算委員会に提出された文書に関しまして、この愛媛県提出の文書に記載のある平成二十七年四月前後の柳瀬総理秘書官と加計学園等関係者の面会については、これまで内閣官房からの指示によつて、文科省において、当時文部科学省から内閣官房に出向していた職員の聞き取りを行つてきたことを踏まえて、補足確認事項として追加聞き取りを行つております。

聞き取りでは、愛媛県から参議院予算委員会に提出された資料を見て現時点で思い出した記憶はあるかとの質問に対しても、今回の文書を見て思つてはいたと思いますが、この大学だつてどうなつたかといふと、予備校生と大学生と一緒になつたかといふと、授業やつているということで、結局お取り漬しになつてゐるんですよ。

そういう意味合いでは、文科省のその許認可そのものに僕は問題があると思っていて、こういうことが起つてゐるようなところについて、やはり例えはその時点では仕方ないにしても、LSEC大学はお取り漬しになりました、そういうことも検討されるべきではないかと思いますが、大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(林芳正君) ちょっと突然のお尋ねでございましたのであれでございますが、認可は、設置審の専門的、学術的審査の結果、明らかに法令違反の事実がなければ認可すると、そういう仕組みで、認可取消しということにならないわけでございます。したがつて、今局長から答弁いたしましたようにしつかりと、専門的、学術的審査の結果認められた大学でございますので、検討会を設けてやはりしっかりと必要な取組を整理して、提言を取りまとめて、それからやつぱり学生の皆さんに対して、今から受験をされるわけですから、やっぱりそういう情報はしっかりと提供していくと、こういふことです。

大臣、この回の愛媛県からの出てきている文書を御覧になつてゐるかどうか分かりませんが、文部科学省の在り方が問われてゐるんじやないのかと、そう思います。

私は、これだけ見ると加計学園ありきだつたんで

てハジマリがたハシ黙りますが。

二で契約できる、そういう要件掛けてくると、康熙

地域の活性化に関する課題を運動、スポーツの観

てあるんです

○政府参考人(義本博司君) 直近のデータは
ちょっと持ち合わせておりませんので、また後刻
お尋ねください。

整理して委員にお答えしたいです。
○櫻井充君　たしか半分切つ
す。もう人が集まつていません
とが起るかというと、都心
あつて、そこに来た方が生活
で、わざわざ田舎に行かないし
だろうと、そう思つています。
この議論をすると、文科省
ら、田舎に大学をつくれなくな

言われたんです。私は、学部の設定を
ると思ってるんです。どういうと
いいかというと、田舎じゃないと無
いような大学をつくるべきなんです。

例えば、私の地元に東北福祉大学という大学があります。ゴルフも、それから野球も非常に強いところです。でも、彼らは別にゴルフの理論や野球の理論を学んでいるわけでもない。卒業した後にプロゴルファーになれる人もほんの一握り、プロ野球の選手になれるのもほんの一握りです。もしも、こういう人たちを、普通の学部ではなく

て、例えばスポーツ学部ゴルフ学科とかスポーツ学部野球学科とか、そういうものをつくりたのとで、そこから指導者として育成するような道をつくるべきだと思っているんです。

今、学校の先生方の負担というのは、部活など本当に大変でして、素人の方々、スポーツの経験のない方が部活を見ていると。そうすると、本来であれば伸びる子供さんたちもそうでなくなるし、学校の先生にも負担が掛かってきます。

そうすると、ここは資格要件を定めて、例えは大学のスポーツ部野球学科を卒業した人でないと中学の部活や、高校野球も同じですけれども、その指導者になれないと、そういうふうな要件を掛けてしまえばいいわけです。そして、その上で、専用のグラウンドを持つとか、それから、大学の近郊にゴルフ場が何か所かあってちゃんとそ

ここで契約できる、そういう要件掛けてくると、東京都内、特に都心部、二十三区内にはそんな新しい学部というのは新設されないんですよ。それでもう一つは、なかなかこれから製造業や公共事業が削減されていく中でいうと、雇用が減少していく中で、そういうスポーツ関連で指導者になる、そして、そういう道で職として生活できるようになっていく、そういう道を私はつくっていかべきだと思っていて、今のような、学部申請だけさせて田舎にそういう学部をつくっているから、だからこんな問題が起ころてくるんだと思つてゐるんですよ。

そういう意味合いで、私は積極的に、繰り返しますが、野球学科とか、そこでちゃんとした理論を学ばせて、理論体系だけではありません、スポーツ牛乳理学とかスポーツ心理学とか、そのことを学ばせて指導者の育成をするような大学こそ地方に私は合つている大学になつていくんではないのかと思つていますが、林大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 地方大学は、地域社会、産業のニーズ等も踏まえながら、それぞれの特色を發揮しながら、教育研究だけではなくて、地域社会の知識、文化の中核として、また次代に向けた地域活性化の拠点としての役割も担つております。

今お話をありましたように、地域の環境や資源、産業ニーズ等を生かして、地域にとどまらず日本全国から若者等を引き付けるような特色のある大学づくりは重要であつて、櫻井先生今御指摘のあつたスポーツ学部といつた案も一つの考え方としてあり得るものだと、こういうふうに考えております。

実際、実は松本大学というところがございまして、ここは、松本大学の中に人間健康学部というのがございまして、その中にスポーツ健康学科と、いうのがでてきております。人々の健康づくり及び

地域の活性化に関わる課題を運動、スポーツの視点から研究、教育すると、運動、スポーツを學際的、総合科学的視点から捉え、多角的に分析、把握できる高度な専門性と実践力を備えた人材を育成すると、こういうようなことでやつておられるところもあるところでございます。

それから、高校野球を目指している人たちは、関係なく全国いろんな高校に行っています。そのことを考えてくれば、全国津々浦々、いろんな大学に行くことになるんだろうと、私はそう思つていて、その出口も含めてセットでお考えいただきたいたいと思いますが、林大臣、いかがでしようか。

しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。
○櫻井充君 ありがとうございます。
でも、木大臣、そいがすこや不トウなんですね。

それはなぜかと、卒業した後にちゃんと就職できるような口をつくつてあげられるかどうかでして、今申し上げたとおり、中学の先生方、相当苦労されていますけれども、その中の一つ大きな要因が部活になつてきていています。

ですから、その部活動をやる先生に対し、今までとは新たなる資格を設けてくると。別にそれは学年は

校の中の先生がこれからやることではなくて、そういう専門職を持つた方が中学生なりなんなりの指導を行つてくるとか、それから、スポーツ少団がありますが、ああいうところの野球チーム年団がありますが、ああいうところの野球チーム

の監督とかになれる人たちもそういう資格を持つ人たちでないとやれませんと、こういいます一つちゃんと出口戦略がないと、幾ら学部でスポーツでこういうのをやってくださいと、大学の判断でやりますと言つたって、これはできないことな

んですよ。
そういう意味合いで、繰り返しになりますが、そこの資格要件も全部定めてあげて、なおかつ大学改革を行つてくれば、何も東京都内に、その制限だけすることではなくて、東京ではできませんから、繰り返しになりますが、広い土地がないでできないわけですから、田舎に行くと思つ

それから、高校野球を目指している人たちは、関係なく全国いろんな高校に行っています。そのことを考えてくれば、全国津々浦々、いろんな大学に行くことになるんだろうと、私はそう思つて、そこの出口も含めてセットでお考えいただきたいと思いますが、林大臣、いかがでしようか。

○国務大臣（林芳正君） アスリートのセカンドキャリア支援については、選手としてのキャリアと引退後を含む人生設計全体を考えるいわゆるデュアルキャリアという考え方の下で支援を強化することが重要だと考えております。

文科省としても、競技のキャリアとともに、やはり社会人としての能力を醸成して自己実現を果たすための価値観と習慣と能力を身に付けるためのデュアルキャリア教育プログラムの開発、実施や、アスリートのキャリア形成に関わるスポーツ団体、大学、企業等の多様な関係者が情報共有等を行うコンソーシアムを創設しまして、スポーツキャリア形成を一元的に支援する体制を構築しております。

また、今お話をありました、ICTを活用することで、スポーツ指導者、それからスポーツ施設等の情報のオープン化を含めて、指導者の指導機会、収入向上等につなげるモデル形成支援と、それからさらに、今お話のありました部活動指導員設等の情報のオープン化を含めて、指導者の指導員のものも今度予算で措置させていただいておりますので、そういう卒業された方がどういうキャリアをちゃんと持つていいけるのかと、まあ全員がアスリートということになるかどうかというお話をありますから、そういう方々も含めて、しっかりと出口戦略も考えながら、このアスリートのかりと出口戦略も考えながら、このアスリートの緩和すれば雇用が生まれるかのようによく誤解されればと思つております。

いる竹中平蔵さんたちがおられます、規制改革会議というのはそこが根本的に間違っているんですよ。そうじゃなくて、ちゃんとこういうふうな資格要件を定めてむしろ規制した方が新たなる雇用は生まれてくるんですよ。

そういう意味合いで、繰り返しになりますが、そういったことを考えていただきたいのと、オリンピック選手見ていると、やはりお金払ってそこで教わっている人たちって、かなりやっぱり僕は強くなっていると思つていて。例えばフィギュアスケートもそうです。それから水泳なんかもそうなんですかけれど、そうやってちゃんと専門家の方々が商売として、職として成り立つていくので、是非御検討いただきたいと、そう思っています。

それから、大学に、この間地元の学生さん、地元の子供さんが東京に来られてバイトしていく、そこでちょっと話をしていたら、私は地元に帰れませんと。帰れない理由は何かというと、給料の差が激しいと。

今、東京圏内だと、多分月額二十五万ぐらいの平均すると給与です。東北などどのぐらいかというと、二十万ぐらいなんですよ。で、生活費が違うとよく言われますが、田舎に行けば、交通費など、結局車を持たないと何とも生活できないので、実は交通費から何から勘案すると、田舎の生活費と都会の生活費はほとんど変わつていないというデータももう出てきています。

そうすると、この平均五万円の給与の差というのは、奨学金の返済上、物すごく大きな数字になりますよ。ですから、この奨学金の負担がある限りはなかなか田舎に帰れないんじゃないとか、私はそう思つていますが、大臣、この点についていかがでしよう。

○国務大臣（林芳正君） 奨学金制度につきましては、平成二十九年度以降の無利子奨学金新規貸与者を対象といたしまして、卒業後の所得に毎月の

返還月額が連動する所得連動返還型奨学金制度、これを導入しておりますので、所得に応じて無理なく返還することを可能としております。

また、地方創生を担う人材の育成のために、若者的地方企業への就職時に奨学金の返還を支援する基金、これを地方公共団体と地元産業界が協力して造成する取組、これに対しても総務省の特別交付税による支援を行う奨学金返還支援制度にも取り組んでおるところでございます。

また、昨年十二月に閣議決定されましたまち・還支援制度の全国展開を進めるにあたりまして、こういったふうにされておりまして、関係省庁とも連携しながら、こういった取組をしっかりと推進してまいりたいと思っております。

○委員長（柘植芳文君） 桜井充君。

○櫻井充君 櫻井です。

○委員長（柘植芳文君） あつ、櫻井充君。失礼しました。

○櫻井充君 いや、まあ林さんと間違つていただけで光榮でございますが、それはそれとして、もう少し奨学金全体を見直していただきたいと。それはなぜかというと、今度は、結婚する、出産する、子育てする、そのことについて相当な足かせになつてきていると、こういう数字も出てきているので、やはり借金を背負つて社会に出ていくと、このこと自体が決していいことではないので、そこは考えていきたいと思います。

もう時間が来て、ちょっとこれはとびなアイデアかも知れませんが、最後に、地方に本社機能を分散させていくというのはすごく大事なことだと思います。と思っていて、アメリカなどは州ごとによって法人事税が違つてきているので、避暑地などにも本社機能がある、本社機能を移しているところが随分出てきています。

そこで、例えばですけど、東京本社であれば法人税四〇%にして、仙台であれば三〇%ぐらいに

ころへ行つたら二〇%にするとか、何か法人税そのものを全体的に変えていくとか、むしろ田舎にシフトしていく方が有利ですよと、そういう体制をつくつていった方がいいんじゃないかと思うますが、いかがでしようか。

○政府参考人（新川浩嗣君） お答え申し上げます。

ただいま委員が御提案になりましたように、例えば東京とその他の地域で法人税率を変える、こういった制度設計、仮に考えてまいりますと、税率引下げの効果というのは当該地域だけではなくてその企業の活動全体に及ぶと、こういった効果がございます。したがいまして、意図せざる租税回避に使われるのではないか、あるいは東京一極集中を是正するためのその政策目的にダイレクトに合うような政策効果があるのかどうか、こういった点について慎重な検討が必要であるうと思います。

したがいまして、現在の税制におきましては、一定の計画を作られましたら、その当該地域で設備投資ですかあるいは雇用を確保したと、こういった企業に対して様々な税制上の優遇措置を講じているということでございます。この仕組みにつきましては、地方拠点強化税制といふことで平成二十七年に創設したところでございますので、まずはこの改正の効果を見極めていくこととともに、この税制をきっかけといたしまして地方の本社機能の移転あるいは地方における雇用創出が図られること、これを期待しているところでございます。

○櫻井充君 済みません、時間來ていますが、ちょっと一言言わせておいていただきたいと思いまます、租税回避つて、ケイマン諸島に本社機能を移しているような人たちに対しては何もしないで、国内でそういうこと、何でそんな話されるんですか。ちゃんとそこは、回避しているかしてい

ないか実態を調べてそこをやればいいだけの話であつて、一極集中が問題であれば地方にいかに分散させるかというのをもう少し考えていただきたいなど……

○委員長（柘植芳文君） 櫻井君、時間が来ておりますので。

○櫻井充君 そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

○蓮舫君 立憲民主党・民友会の蓮舫です。

国家戦略特区担当の梶山大臣にお伺いします。昨日提出された愛媛文書、今日の委員会までに読んでいただきたいとお願いをしましたが、読まれました。

○國務大臣（梶山弘志君） 今朝、読ませていただきました。そして、委員からの御要望もありますように、できる限りにおいての聞き取りもしてまいりましたところであります。

○蓮舫君 まず大前提として、国家戦略特区、その選定過程は公正中立が求められる、透明性が求められる、この認識は共有していただけますね。

○國務大臣（梶山弘志君） そのとおりでございました。そして、委員からの御要望もありますように、できる限りにおいての聞き取りもしてまいりましたところであります。

○國務大臣（梶山弘志君） そのとおりでございました。そして、委員からの御要望もありますように、できる限りにおいての聞き取りもしてまいりましたところであります。

○蓮舫君 では、その認識の上でこの愛媛文書を読んで、率直にどう思われましたか。

○國務大臣（梶山弘志君） 当事者、該当者に今確認をしているところであります。少し我々の考え方と違つところもあるということであります。認識と違うところもあるということであります。

○蓮舫君 いや、この愛媛文書を読まれた大臣の率直な感想を伺つています。

○國務大臣（梶山弘志君） これは事実関係を確認をした上でないと、私から申し上げることはできません。

○蓮舫君 資料も付けさせていただきました、十七ページの部分。一番肝だと思っています。衝撃的な内容なんですよ。安倍総理が会つていないという加計理事長と総理が実は二〇一五年の二月二十五日に十五分程度お会いをして、そこで獣医学部について説明を受けていた。それに対しても総理は、そういう新しい獣医学の考えはいいねとコメントをしている。総理が今朝、会つていな

権者は安倍総理大臣です。この途中経過、選定過程が公正中立であることが求められますが、大臣夫ですか。

○国務大臣(梶山弘志君) 内閣府において権限を行使する場合には、実質的な決定権者が誰であるかにかかわらず、法律には内閣総理大臣の権限を行使するという定めを置くことになつております。この法案につきましては、ワンストップ窓口の、ワンストップというか、この窓口の実質的な対応を内閣総理大臣自らが行うことは予定をされておりません。

○蓮舫君 ジャ、もっと分かりやすく。どうやってその公正中立性が担保されるんですか、認定がされるまで。

○国務大臣(梶山弘志君) 外部の有識者による委員会を構成をして、そしてその上で選定をしてまいるということになります。

○蓮舫君 さて、今回の法案なんですが、前提となつたデータとして、二〇一六年度、全国の大学生の八八%が東京二十三区に集中をしていきます。この法案では、東京二十三区の大学の定員増を十年間の限措置で抑制をすると。では、十年でどれぐらいの学生が抑制されるんでしょうか。

○国務大臣(梶山弘志君) この定員抑制措置につきましては、東京二十三区の学生数を何人減少させるといふものではなく、あくまで現状以上に収容定員を増加させないようにするものであります。本措置を導入しなかつた場合にどの程度の学生成が増加したかという仮定の話については、正確なところはお答えできません。

留学生や社会人の受け入れ等は抑制の例外としておりまして、各大学の設置者等の判断によつてこれら例外事項により収容人員を増加させることができることから、抑制させる学生数の見込みについては正確には申し上げることは困難であると思つております。

○蓮舫君 いや、大臣、この法律は、二十三区の大学に全国の大学生が集中をしているから、だか

ら、交付金を使って地方の大学、あるいは地方で若者の雇用をつくり出して、東京に来る学生を地方で持つていく、地方創生をするという前提の法律なのに、何で試算していないんですか。

○国務大臣(梶山弘志君) この十年間、過去の十年間にでありますけれども、十八歳人口が減少する中で、東京二十三区において平成十九年から二十九年までに六万九千人の学部学生が増加をしている。仮に本定員抑制を行つていなければ、今後十年間で同様に学生が増加をし、例外措置による学生の増加がないという仮定を置けば、本定員抑制によつてこの六万九千人の学生数の増加に歯止めを掛ける効果があると考えております。

○蓮舫君 資料を付けさせていただきました。これ内閣府の説明ですが、東京圏への十五歳から二十九歳の若者的人口転入超過は約十萬五千。そのうちの半分、それが大学進学者が占めている。大学進学者の人数は学校基本統計で明確に確認できるんですが、東京圏へのこの人口転入超過数、青い部分、どうやって把握しましたか。

○国務大臣(梶山弘志君)

〔委員長退席、内閣委員会理事藤川政人君着席〕

○蓮舫君 住民基本台帳でこの青い部分の母数をカウントした、そのとおりです。ジャ、住民票を移していなくて東京に来た若者はカウントされていますか。

○国務大臣(梶山弘志君) カウントされておりません。

○蓮舫君 そうなると、この青い部分には、十五から二十九歳の若者で東京に来た、そして東京から二十九歳の若者で東京に来た、そなたが二十歳の条件が崩れますね。

○国務大臣(梶山弘志君) 住民基本台帳をベースにやつておりますので、確実なところと言われる大学に全国の大学生が集中をしているから、だか

東京圏への転入超過は、十九歳と十八歳で二万五千三百三十人です。ところが、二十二歳と二十三歳では三万七千八十三人なんです。つまり、住民票を移した東京圏の転入超過は、大学進学年次より大学卒業年次、つまり就職した若者の方が東京に来ているというカウントになるんです。つまり、住民基本台帳で見ると、東京圏への転入超過の若者は、大学進学ではなく就職のために来る人が多い。東京への転入は、二十代前半が十代後半の四倍にもなるんですよ。

そうすると、今回の法律で、半分が大学進学だから、だから二十三区の若者の定員増を十年抑制するといふのは、それは根拠が崩れると思うます。いかがでしょうか。

○国務大臣(梶山弘志君) 二〇一七年における東京圏への転入超過数、今委員とのやり取りでありますように、十二万人の状況を年齢階級別に見ますと、多い順に、二十歳から二十四歳が七万一千人、十五歳から十九歳が二万七千人、二十五歳から二十九歳が約二万人と、若者が中心となつております。

一方、六十歳から六十四歳では約三千人、六十五歳から六十九歳では約二千人の転出超過となつており、ライフステージにより人口移動の状況が異なつてゐるといふことに加えて、住民票の異動を伴わない学生の皆さんも、就職のときにはそれが、東京にいた者が住民票の異動を伴うことがあります。

○蓮舫君 それは経過措置の後の話であつて、やつてくるときの年齢とやつてくるときの理由をちゃんと分析しないと法案の前提が崩れるという指摘をしているんです。

つまり、大学進学者は、学校基本統計ですかね、これ正確です。でも、住民台帳には住民票を移していない学生がカウントしていないから、開きがどこを見るかによつて出る。だから、働きに来て住民票を移していらない東京圏に来た人を正確にカウントをして、若者が何の理由で東京に出て

きているのかを正しく冷静に分析しなければ、大学生の定員抑制だけでは私は効果は出ないと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(梶山弘志君) もちろん、大学生の定員抑制だけで効果が出るとは思つておりません。地方大学の振興をやっていく、その中で十年間の时限措置としてこういう措置もとらせていただくといふことあります。

○蓮舫君 だから、最初に聞いたんです。地方大学を振興させてそこに若者が行くようにする、大学に行く予定だったのがこちらに行くようになると、そのデータはありますかと聞いたら、ないと答えたじゃないですか。

○国務大臣(梶山弘志君) そのデータはございません。

○蓮舫君 大臣、立法事実がないものを堂々と答えないでください。

いいですか、二〇二〇年の基本目標で地方創生、具体的に、地方から東京圏への転入を六万人減らして、そして東京から地方への転出を四万人増やすとする。これ、あと二年で実現可能なんですか。

○国務大臣(梶山弘志君)

当初のKPIの数値でありますので、全力で努力いたしてまいります。

○蓮舫君 少子化、高齢化のみならず、人口減少の時代に入った日本で、私は地方創生は当然やらなければいけないと思う。ただ、手法がおかしいのではないか、こんな二十三区の大学の自治、あるいは建学の精神、学生の学びたい権利を抑制するようなやり方ではないのではないかと思つてゐるんですが、一方で、政府は、その目標年の二〇二〇年に何で東京オリンピック誘致したんだですか。

○国務大臣(梶山弘志君) 東京オリンピックの意義といふことになるんだと思うんですけども、前のオリンピックから五十数年たつていて、新たにまた今の時代、東京においてオリンピックを行うことによつて、雇用であるとか、また経済の助力になつていくことも含めて、

地方においてもそういったものは当然、東京が一番大きいわけですけれども、地方においても、観光客の対応とか来た方々が日本の地域を見ていただくということも含めてプラスになるものだと思っております。

〔委員長代理藤川政人君退席、委員長着席〕

○蓮舫君 今の大臣の答弁が、東京都の試算で実は正しくないということが明らかになつてます。

二枚目の資料を付けました。

東京都が都内でのオリンピック効果試算しました。経済波及効果は、生産誘発額では全国で何と三十二兆あるんですが、そのうち東京都は七割を占める二十兆なんです。付加価値誘発額は全国で約十六兆、うち東京都が六割強の約十一兆。つまり、ほとんどが東京独り勝ちで、東京への影響額がとても大きいんですが、これが地方創生に進める影響がないと言い切れますか。

○国務大臣(梶山弘志君) 投資等も含めて東京が一番大きいとは思つておりますけれども、このことによつて日本を理解していくだけ、日本への觀光への誘致、インバウンドを増やしていくということも含めて地方創生に資するものだと思つております。

○蓮舫君 地方創生に資るために、今回は東京

二十三区の若者の大学定員増を抑えて地方に若者の雇用をつくると言いますが、東京都の試算では

雇用をつくると言いますが、その國で約百九十四万人の雇用を生みますが、その

六、七割の百三十万人は東京で生まれるんですよ。雇用者所得説明額も全国で八・七兆あります

が、うち六・一兆は東京都です。つまり、雇用も所得も経済波及効果もほぼ東京に一極集中。どん

なに地方創生で百億の僅かな予算で頑張ると言つても、全て東京オリンピックの効果で、相殺どころか、やはり東京に人、物、金が集まることになるんじゃないですか。

○国務大臣(梶山弘志君) 東京オリンピックに関しましては、各競技の開催地も含めて東京に集中

していると承知をしておりますけれども、東京オリンピックということで海外から来られる方もある、そういう方のインバウンドの数を活用しながら、地方の産業の育成というのも必要である

と、その中で地方創生に資するものであると考えております。

○蓮舫君 今大臣がおっしゃった産業の育成も、これも実は東京に集中されるレガシー効果で出でいるんです。施設設備や大会運営費など需要増加

額の直接的効果は二兆円に対して、レガシー効

果、これがオリンピック以降に続いていく基盤になりますが、その需要増加額は約十二兆あるん

です。六倍です。観光需要の拡大、国際ビジネス拠点の形成、中小企業の振興、ITTSやロボット

産業の拡大、これがほぼ東京に見込まれるという

のが東京オリンピックの終わった後のレガシー効

果なんですよ。

どんなに地方で若者の雇用をつくる、どんなに

地方で若者に大学に行つてもらう、どんなに地方

で若者に定住をしてもらつても、東京オリ

ンピックといふ大きな大きな経済、レガシー効

果、あるいはその後の産業基盤が設備される効果

の中ではのみ込まれてしまふんじゃないですか。

二〇二〇年のその目標、私は物すごく危惧をす

る。そんなもののために、二十三区の学生入り

たいといふ学生たちの十年の希望を抑制するとい

う考え方私はやめた方がいいと思いませんが、い

かがでしょか。

○国務大臣(梶山弘志君) 地方創生、そもそも

やつぱり人口に着目をしながら始まつた制度であ

ります。その中で、地方の人口減少を歯止めを掛け

けるには、やはり産業の育成、そして若者の雇用

をどうするかということでありまして、東京のよ

うな大きな雇用にはつながらないまでも、このオ

リンピックを通じて、観光業であるとかそういう

ところの人材育成や、またキャンプ場などで地域

の活性化というものにもある程度つながるものだ

と思っております。

○蓮舫君 時間が来ました。

まずは、愛媛文書に対する調査、是非迅速に委員会に提出していただきたいと、最後に委員長に再度御要望申し上げて、質問を終わります。

○委員長(柘植芳文君) 後刻理事会で協議いたします。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

私も、まず、昨日愛媛県が本院予算委員会に提出をしてくださつた新たな文書、このことについてお聞きいたします。

○委員長(柘植芳文君) 後刻理事会で協議いたします。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

私も、まず、昨日愛媛県が本院予算委員会に提出をしてくださつた新たな文書、このことについてお聞きいたします。

○田村智子君 この中に、読み上げますね。加計学園からの報告等は、次のとおり。二月二十五日に理事長が

三日、愛媛県と加計学園の打合せを報告する文書、この中に、読み上げますね。加計学園からの報告等は、次のとおり。二月二十五日に理事長が

が高いんですよ。これ、何とも思わないのか、御答弁ください。

○国務大臣(梶山弘志君) まず、今委員から御指摘がありました加藤大臣は、以前に会つたことがあります。ただし、事務局長という、加計さんの事務局長が、岡山県ということで地元の事務所に会いに来たということを言つてゐるかと思います。そこのほかにつきましては、総理は、今朝の記者会見のとおりであります。お会いしていないこと

ことあります。そして、藤原さん、また柳瀬さんにつきましても先ほど述べたとおりであります。

○委員長(柘植芳文君) 後刻理事会で協議いたします。

○田村智子君 この中に、読み上げますね。加計学園からの報告等は、次のとおり。二月二十五日に理事長が

三日、愛媛県と加計学園の打合せを報告する文書、この中に、読み上げますね。加計学園からの報告等は、次のとおり。二月二十五日に理事長が

ては、後刻理事会において協議をいたします。

○田村智子君 それでは、是非集中審議で手続きはやりたいと思いますので、まず、法案に関連してということで質問したいと思います。

地域の大学振興と言いながら、この法案ではごく一部の大学への支援を行うというもので、しかも内閣総理大臣が認定した地方公共団体の計画、そこに協力する大学、こういう構図になるわけですね。

このように国策に言わば沿うかどうかで運営費交付金や私学助成の配分をその一部であっても決める、これは私は本来あつてはならないことだというふうに考えます。こうしたやり方で、言わばお金で勧誘して、誘導して政府が大学自治や学問研究の自由に介入することがないかどうか、本当に国会のチェック機能が求められていると想うんです。

ところが、今、与党の議員が学問研究への介入を文科省に求めるという事態が起きています。これは看過できませんので、まず質問いたします。

二月二十六日、衆議院予算委員会分科会で、自民党杉田水脈議員が科研費の問題、科学研究費助成事業について取り上げています。主に日本のア

ジア諸国への植民地支配に関わる研究活動に対して、個別の研究者の名前を挙げて、その研究や講演活動を反日だと非難し、科研費が支払われていることを問題視する、こういう質問を繰り広げているわけです。

発言の中では、こういったことを世界中に日本の大学教授という肩書を使って発言するような人のところに二千五百万以上のお金が研究費として入っているという、これは私は非常にゆきぎ問題だと思うなど、自らの思想・信条を物差しとして、正しくない結果を導くような研究は問題だ、こういう質問になっているわけですね。

林文科大臣伺います。

科研費というのは、言うまでもなく研究者の自由な発想に基づく研究に対する助成であつて、人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野に

わたり、基礎から応用までのあらゆる独創的、先駆的な学術研究を対象とする競争的研究費です。

科研費は、研究課題、目的の学術的価値の観点、研究計画が研究課題や目的から適切かどうかにようて採択されおり、杉田議員の言う反日的であろうがなろうが、この基準で適切なら採択され、適切でなければ採択されない、そういう仕組みだと理解しますが、いかがですか。

○國務大臣(林芳正君) 科研費はございますが、これは、我が国の学術研究の振興そのものを目的として、研究者の自由な発想に基づく幅広い分野にわたる学術研究を支援するものでございます。科研費の審査は、専門分野の近い十分な評価能を有する複数名の研究者によつて構成される審査組織が個々の研究の学術的価値を厳正に評価し、採択課題を選定しておるところでございます。

○田村智子君 これも念のためお聞きいたしますが、杉田議員は、研究費を使って韓国の団体と一緒にになって反日プロパガンダをやっているといふふうに述べているのですが、研究費の執行は研究者が所属する大学などの研究機関が行うものであつて、研究目的以外の支出はできない、そして抽出ではあるけれども実地検査も行われていて、正当な支出を担保する仕組みがあるのではないかと存じます。二月二十六日、衆議院予算委員会分科会で、自民党杉田水脈議員が科研費の問題、科学研究費助成事業について取り上げています。主に日本のア

ジア諸国への植民地支配に関わる研究活動に対して、個別の研究者の名前を挙げて、その研究や講演活動を反日だと非難し、科研費が支払われていることを問題視する、こういう質問を繰り広げているわけです。

発言の中では、こういったことを世界中に日本の大学教授という肩書を使って発言するような人のところに二千五百万以上のお金が研究費として入っているという、これは私は非常にゆきぎ問題だと思うなど、自らの思想・信条を物差しとして、正しくない結果を導くような研究は問題だ、こういう質問になっているわけですね。

林文科大臣伺います。

科研費というのは、言うまでもなく研究者の自由な発想に基づく研究に対する助成であつて、人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野に

以上のような取組を通じて科研費の執行は適正に行われております。今後とも、研究機関における適切な管理の徹底とともに、実地検査による指導、助言等を通じて科研費の一層の適切な執行に努めてまいりたいと存じます。

○田村智子君 今の答弁に明らかなんですよ。採択も適切であり、その支出というのも適切であると。この二月二十六日の国会質問はインターネット上で拡散をされておりまして、個別の研究者への反対というレッテル貼りや、科研費の不正使用があるかのような無責任な情報拡散をあおる結果となっています。これらは、学問研究への弾圧として歴史に記録されている天皇機関説事件を想起させるような動きなんですよ。

一九三五年、貴族院本会議で、元軍人の菊池武夫議員が、明治憲法の通説的解釈であった天皇機関説を国体を破壊するというふうに攻撃を行なった質問を行いました。これに二人の議員が同調いたしました。当時、松田文部大臣は、私は天皇機関説というものは無論反対だとしながら、そうした點は学者の議論に任せておくことが相当ではないかという、こういう答弁を行つていています。しかし、攻撃は、議会も使い新聞も使い執拗に行なわれ続け、最終的に美濃部達吉氏の著書三冊が発行禁止の処分となりました。また、美濃部氏は、不起訴処分となりましたが、不敬罪で取調べを受け、ついには右翼の銃弾を受けるに至つてしまつたわけです。

このような思想弾圧がやがて政党政治を破壊し、軍部独裁への道を開いた、このことをやつぱり一度私たちは直視すべきだというふうに思いますが、日本国憲法に学問の自由や基本的人権が明記されたのはなぜなのか、政府も私たち国会議員も憲法を尊重し擁護する義務を負つてゐるのなぜなのか、今こそこれは問われなければならぬと思います。

國會議員が、国会において特定の研究や研究者を攻撃し、科研費の対象であることを問題視する

ということは絶対に許してはなりません。過去に適切に選定が行われていると、林文科大臣、そう御答弁いただきましたが、ここにとどめずに、やっぱり学問の自由や研究の多様性を保障すると

いう立場から、こうした質問に対しても良識をもつていただきたいと思います。ですが、文科大臣、いかがでしょうか。○國務大臣(林芳正君) 私、そのときも今お触れいたいたいたような答弁はいたしましたつもりでございましたが、通常、国会の審議で質問の内容について答弁側が何か申し上げるということはなかなか難しいではないかと。國會議員としての責任を持つた発言、それぞれがそれぞれの考え方に基づいておやりになつているということであろうかと、こういうふうに思いますので、私もとしては、政府としてしっかりと、我々としてやつておること、我々の立場を御答弁申し上げるということはないかと思つております。

○田村智子君 こうした圧力、介入に対するは、やつぱり毅然とした態度を文科省、文科大臣には取つていただきたい、改めてこのことを申し上げます。

法案の中身についてお聞きします。

一つは、地域の大学の疲弊の要因についてです。これは本会議でも質問したんですけど、林文科大臣、正面からお答えいただけなかつたんですね。

五月十七日、毎日新聞、全八十六国立大学へのアンケート結果を特集記事で報道しています。その中で宮崎大学副学長の言葉を紹介しているんですけど、不渡りを出す寸前の企業のようだすけれども、不渡りを出す寸前の企業のようだと、それぐらい大変な状況だという声を紹介されているんです。これは、二〇〇三年度に国立大学の法人化が行われましたが、これと同時に一%ずつ運営費交付金が削減をされ続け、これ二〇〇三年度の一兆二千四百五十億円から、これ今の予算見ると一千四百億円、一割以上の削減になつてゐるんですね。これ、もう人件費さえまとめて出せないという状況が大学全体に広がつていて、ある

状況にあることは理解しておりますけれども、大臣は、本法案の抑制効果、これについてどの程度実効性を見込んでいらっしゃるのか、また、どのような状況になつたらこの定員抑制という規制を取りやめるのか、その点についてお考えをお聞かせください。

○国務大臣(梶山弘志君) 本法律案では、特定地域の大学の学部等の収容定員の抑制につきまして、大学の経営の自主性にも関わるものであることから、合理的な範囲内の規制とするために十年の时限措置としているところであります。十年後までの間に地域における若者の修学及び就業の状況等について検討をし、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと考えております。

具体的な検討については、法案に位置付けられた新たな交付金制度、本抑制措置、地域における若者の雇用機会の創出等により、東京二十三区における学生の集中状況や増加傾向、東京一極集中の状況がどのように変化したか等、若者の修学及び就業の状況等の法律の施行の状況について総合的に検討を行うことを考えております。

○高木かおり君 今の御答弁ですと、なかなかピ

ンポイントでの的確な御答弁いただけていないよう

に感じるわけです。なかなか、最初にこの法案を

決める前には、この定員を抑制をするという根拠、こういったものをしっかりと把握されている

のかどうかというところ、大変疑問に思うわけで

す。

今回の定員抑制が果たしてこの東京一極集中の

改善策となり得るのか、こういった点につきまし

てもなかなか欣然としないわけですね。もとと根

本的な改革をしていかなければ、この定員抑制の

根拠、効果、明確にしなければならないのではないかと思うわけです。

今回のこの法案に対して、東京都の小池知事

は、ただでさえ地盤沈下が著しい日本の大学の国

際的地位を更に低下させかねないと反発している

と。自治体に十分な説明もなく、大学がどうある

べきかという本質に目を向けていないと、こう政府に対して強く批判をされているわけですが、この小池知事の批判も私もつともな点があるなど思つておりまして、この本法律案では定員を削減するとは言つていないと、また、学部、学科のスクランプ・アンド・ビルトはいいんだと、新学科の設置ができないわけではないから大学の競争力の低下は心配しなくていいよと、そういうような御答弁があるわけなんですが、新学科を設置するには現在ある学部、学科を縮小するか廃止するしかないわけです。教員の異動とか学生への告知などを考慮するとハードルはかなり高いんじゃないかななど。

今、全国では大学が切磋琢磨して生きるか死ぬか生存競争を繰り広げている中で、この東京二十三区の大学にとってはこれ大きな足かせとなると言わざるを得ないんじやないでしょうか。東京対地方という構図をあおるんではなくて、共生共榮で日本全体の発展につながる、これが肝要であると思つております。

この地方創生と大学の国際社会を勝ち抜ける高

等教育の実現、これに向けた真摯な議論をやはり

重ねていくべきだと思うんですけれども、大臣、

御見解をお願いいたします。

○国務大臣(梶山弘志君) 東京の競争力というの

も非常に重要なことであります。ですから、先ほ

ど委員からお話をありましたように、新学科、新学

部を設けるときにはスクランプ・アンド・ビルト

でやつっていく、これも柔軟に考えていくとい

うございます。またさらに、留学生の数はここ

には入れない、大学院生の数は入れない、またリ

カレント教育、社会人教育もこの定員の規制から

は除外をしているところであります。

そうしたことも含めて御理解をいただいてまい

りたいと思っております。

○高木かおり君 新学部、新学科設置と、そ

ういったところを本当に規制を掛けてしまうと、や

はり大変これからグローバルな時代の中での国際競

争力の低下を招くことは、本当にまた大学の自

由、自治、こういうことを脅かす、こういったことになりかねませんので、先ほど大臣おつしゃつていただきましたそういつたスクランプ・アンド・ビルト、そういつた部分で柔軟な対応をしていただけるということで、是非ともその点はお願いをしておきたいと思います。

次に、地方の特色ある創生のための地方大学の振興の具体策についてもお伺いをしたかったんですけど、ちょっと時間の方もありますので、地方の若者の雇用の創出についてお伺いをしていきたいと思います。

全国で有効求人倍率、これも高止まりし、人手不足が顕在化をしている、にもかかわらず、就職のタイミングでは東京圏への大幅な転入超過、これが続いているわけです。これまでの地域での雇用創出や賃金、安定した雇用形態、また、やりがいのある仕事、こういったことの向上に向けてはしっかりと取り組んできただいたんだと思うんですけれども、地方における魅力ある雇用創出、それから若者に対する就業促進、地方創生に極めてこういったことは重要だということは言うまでもないわけです。

地方で良質な雇用を確保すること、東京圏の学生等のUターンですかIターン、これによつて地方企業への就職を促進をしていくこと、更に言えば、Uターンするには、やっぱり雇用があるだけではなくて、地元企業を知る機会、そしてその地元への愛着、これがどれぐらいあるか、これはやっぱりなかなかすぐにつきのものではない思ふんですね。やっぱり小さいときから、いかに自分たちが育つたふるさとに対して愛着を持てるかということ、これは大変、地元からやはり転出する前に、そういった時期にしっかりとここを取り組んでいくことが重要だと思うんですね。

地元企業を知る機会を増やすということ、様々

な取組が必要なんじゃないかなというふうに思うわけなんですけれども、今回、具体的にどのような雇用創出の取組をされるのか、その辺りをお聞かせください。

○政府参考人(末宗徹郎君) お答えいたします。委員御指摘のように、地方に魅力ある雇用をつくるということ、それから適職の選択、企業を知ること、その両面からおいてとても大事なことだと思います。加えまして、まず最初に魅力のある雇用の創出の点で申し上げますと、これは、これまでも地方創生交付金を活用しまして、それぞれの地域の強みのある産業、雇用の創出に取り組んでおります。加えまして、本社機能の移転、これを税制でも応援をしてきているところでございま

す。

また、地方の、地元の企業を知る機会、これも大変大事なことでございまして、一つには、地元出身の学生、東京圏の学生を地元の中小企業においてインターンシップをするような機会を設けていく、あるいは、U-I-Jターンで地元の企業に就職した場合には奨学金の返還支援をする、さらには、そもそも大企業が、東京本社一括採用が多いんですが、地方採用の場を増やしていくための普及啓発をやっていく、様々な取組を国と地方が連携してやってきているところでございますが、これからもその充実を図つていきたいと考えております。

○高木かおり君 今、様々雇用創出のための取組についてお伺いをいたしましたけれども、もちろん本社機能の移転ですとか地元企業の魅力を学生さんたちが知るということはもちろん大事なんですが、それとも、雇用の場があつてもなかなか、地元に根付くというのにはやはりその地元に対する愛着というものが必要なんだと思うわけです。また、それには、やはり地方が活性化していく、にぎわいのある、ここにずっと住み続けたいなどいうふうに思うということが必要だと思っています。

けれども、何よりも地域が魅力的で輝いていないといけない。もちろん、その先には子育て施策だったり教育施策、そういうたところも住み続けるためには重要だと思うんですけれども、やはり地域のにぎわいをつくるために、エリアマネジメン

ト、日本版BIDについて最後に御質問をさせて
おきたいと思います。

いかがでしようか。

私、本会議の方でもこのBIDについて御質問をさせていただいたんですが、私の地元の大坂市、大阪市では、二〇一三年度に大阪版BID制度検討会を立ち上げ、国の法律に先駆けて二〇一四年には大阪市エリアマネジメント活動促進条例を施行し、大阪版BIDを創設いたしました。そして、この場所になつたこの「グランフロン」

大阪というところなんですが、こここの、グランフロント大阪全体の来場者数は、これによりまして、エリアマネジメントをすることによって、目標年間三千六百五十万人、一日平均十万人ですね、の目標に対して、年間五千百八十七万人、一日平均十四・二万人と大きく上回っており、にぎわい創出の目標は達成したと言えるんではないでしょうか。

今回のこの日本版BIDでも、先行する大阪のBIDを参考にしたとの御答弁を先日、梶山大臣の方からもいただいております。その中で、大阪で既に課題になつていいる点についてちょっとと詳しく述べましたけれども、最後お伺いをしていきたいと思いますけれども。

この公益法人のみならず定めてしてなんですが、まず、主体が大阪では都市再生推進法人、これは一般社団法人でござりますけれども、この一般社団法人ですと、なかなか寄附金が税額控除がされないとといった税制面で不利が生じているわけなんですけれども、そのために、公益法人とみなす規定が追加されればといったような課題になつてゐるわけなんですが、この点も先日、公益社団法人制度や認定NPO法人制度などの既存の税制特例制度もあるので、まずはこれらの制度の活用についてふうにおっしゃつておられたかと思うんであります。特定エリアであつたり特定の地権者等に限定した今回団体であるということ、それから公益目的事業が主たる目的であるという、こういった理由から公益法人化は困難な状況なわけです。更なる検討をお願いしたいと思うんですが、大臣、

○いかがでしようか。
○政府参考人(青柳一郎君) お答えいたします。
エリアマネジメント団体に係る税制優遇措置の必要性ということで、先日の大臣からの答弁でござりますけれども、仮にエリアマネジメント団体に対する税制優遇措置を設けるとしたとして、も、まず公益社団法人制度や認定NPO法人制度の活用というお話をさせていただいたところでござりますけれども、既存の公益社団法人制度と比較して税制優遇措置を設ける必要性がどのような点にあるのか、しっかりと検討していくかなくちゃいけないと。御案内のとおり、エリアマネジメントはまだきちんと新しくスタートしたということころで、まず実績を積み重ねていきたいということで、私どもいたしましては、今回法案成立いたしましたら創設されます負担金制度の活用をしっかりと進めていただきて、その実績を積み重ねる中で様々な要望を伺つてまいりたいと考えております。
○高木おり君 ありがとうございます。
今の現段階ではなかなかクリアしないといけない部分もあるかもしれませんけれども、更なる制度設計を十分今後も検討していくだけだらなと思います。
次の課題でございますけれども、公園、道路などの公共施設管理権限の一部を移譲することについてでございます。
現在は、エリアマネジメント団体が道路やオーナンカフェを運営したければ道路の使用の許可を取らなければなりませんし、また、公園を使用してたければその許可も取らなければならない。様々なところに一々許可をお願いをしないといけないというようなことで大変な労力になると思いますけれども、例えば、この公共施設管理権限の一部をエリアマネジメント団体に移譲するとか、そういった何かこれを改善するための方策ないでしようか。
○政府参考人(青柳一郎君) お答えいたします。

御指摘のとおり、公共空間を活用したイベントの実施、オープencafeの設置、大変重要な活動だと認識しております。

エリアマネジメント団体へいなり移譲と申しましても、やはり、それぞれの公物については公物管理者がおりますので、そちらとの関係というのをきちっと考えていかなくちゃいけない。

一方で、全国の事例として、例えば大阪市におきましては、エリアマネジメント専門の担当課を設置して町づくりに係る複数の行政手続の相談窓口ワンストップ化を実現して活動を支援していると、また、同様に札幌市でも、専門部局を設置して都心の町づくりに関する行政対応を一元的に行っているというような工夫もされているところでございます。

エリアマネジメントに係る行政手続の簡素化、円滑化という意味でのこういった取組について、今後、ガイドライン等を作成して、説明会等を通してよく周知することで、この公共施設活動を使ったエリアマネジメント活動が円滑に行われるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○高木かおり君 なかなか、いきなりエリアマネジメント団体に移譲するというのは難しいとい

○委員長(柘植芳文君) 時間ですので、答弁を簡潔にお願いします。

○政府参考人(青柳一郎君) はい。

Dでは認められなかつた集客イベントの開催や情報発信といったソフト活動も対象になるといふことで、地域にぎわいの創出を通じて経済効果を生むような活動全般を想定しているところです。

○高木かおり君 時間が来ておりますので、しっかりと支援をしていただければと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○山本太郎君 自由党共同代表、山本太郎でございます。市民との会派、希望の会を代表し、質疑をする前に、やはり愛媛文書の件に触れなければならぬだらうと思ひます。

記憶がない、記録もない、問題ない。ここまでずっと引っ張ってきたのは政府側ですよ。一方で、出張やこれまでのやり取りをはつきりと職務の報告としてしつかり記録を取つていたのが昨日の愛媛文書。既に賃貸付いています。とくの昔に詰んでいたんだけれども、ここまで引っ張つてきつたことなんですね。

この問題に対してもうさつさと勝負付けたい、もう次のところ、ステージに行つた方がいいですよという話なんですね。そのためには、解明

するためには、この問題を、個別に聞くんじやないで、関係者全員を一度に国会に招致して、事実をそれぞれ語つてもらう必要があるんじやないですか。これまで複数名、一度に同時にいた証人喚問の事例がありますよね。一回の証人喚問で複数名が証人として出席、同時に証人喚問を行つた事例は過去四回あります。

以前、内閣委員会でもお願いをいたしましたけれども、委員長、安倍総理、加計孝太郎さん、中村愛媛県知事、前川喜平さん、和泉首相補佐官、さらに柳瀬元総理秘書官、藤原次長などを集めて、是非、複数名を招致した上で同時の証人喚問を行うことをお諮りください。

○委員長(柘植芳文君) ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議をいたします。

○山本太郎君 大臣、この問題、早くけりを付けた方がいいですね。いかが思いますか。こうやって決着を付けるつてこと、大切だと思うんです。早く決着付けたいという思いありますか、いかがでしょうか。

○山本太郎君 認識の違い、これ、正すこと大切です。だって、真実一つだから。それには証人喚問が必要だということだと思います。それでは、本日のメインテーマに移りたいと思います。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案についてお聞きしたいと思いますが、地方創生の名の下に実施されてきた施策、方策の点検ということも併せてさせていただきたいと思います。

本法案も含む地方創生全体では、東京圏の人口の流入が超過する現在、これを、二〇二〇年までに東京圏への転入、転出をマイナスゼロに持つていきたい、その大目標を立てて閣議決定したのが

安倍政権です。この閣議決定がなされた日時といふのはいつですか。日時だけ結構です、教えてください。

○國務大臣(梶山弘志君) 平成二十六年十二月二十七日でございます。

○山本太郎君 ありがとうございます。

○國務大臣(梶山弘志君) 平成二十六年十二月二十七日でございます。

年十二月二十七日閣議決定、三年前ですね、その閣議決定がされた。東京一極集中の是正策として既に実施されている中には、文科省が立案して後に内閣府の地方創生の基本方針に盛り込んだ大学の大都市への学生集中是正のための方策が存在しているんですよ。

○國務大臣(梶山弘志君) ほかの政策と併せて資するものだと思っております。

○山本太郎君 当然、地方創生を進める上では必要な一つであるということだと思います。

先ほど言いました大学の定員の抑制という部分ですね、この方策について。

平成二十八年度からスタートしました。狙いは、定員を超えた私大、国立大学に対するペナルティーを厳格化、大都市圏への学生の集中を是正することを目指すものだそうです。ちなみに、ペナルティー厳格化とは、もう皆さん御存じのとおり、大学への助成金の不交付、減額を意味する。

事前に内閣府に対して、この方策を導入後二年間で三大都市圏における大学の定員超過は私立公立含め何人減らすことができましたかと聞きま

す。

この件で最初に問い合わせたのが三月の十二

日、お配りした資料一の基になる国公立、私立と横断的に把握できる数字を最終的にいたいたのが五月の十日。二ヶ月掛かって初めて横断的な数字を確認した文科省。うちの事務所がお願いしなければ、横断的に数字を見ることがなかつたといふことらしいんですね。

○この資料の一を見れば、ペナルティー導入後、平成二十八年度と二十九年度の二年間で、三大都市圏では国公立二百九十八人減らし、超過率は〇・八%改善、私立では三千五百三十二人を減らし、超過率は一・二%改善、国公立、私立合わせて三千九百二十一人減らしたという結果です。

こういったデータって大事ですね。人口の集中は正するために地方創生の基本方針に盛り込まれども、大臣、今言つたような方策も当然地方創生に資するものなんだということで、理解でよろしいですよ。

○國務大臣(梶山弘志君) ほんの政策と併せて資するものだと思っております。

○山本太郎君 当然、地方創生を進める上では必要な一つであるということだと思います。

先ほど言いました大学の定員の抑制という部分ですね、この方策について。

平成二十九年度が地方創生五年計画の中間に当たり、まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPIの検証を行つたと言つたよね。けど、その施策の一部を成すこの大学の定員管理の厳格化の部分については、その数値さえ知らない。まとめていない。適当過ぎませんか。責任持つて結果にもコミットする、次に打つ手を熟考する、それを絞点検つていうんじゃないですか。それもしないでいいんですよ。やることやらずに、地方創生に資する、東京一極集中は正つて何なんでしょうか。掛け声だけ大声、あとは興味ない、検証しない。

大学の定員抑制の方策が果たした役割以前に得られたものは、はつきり言って焼け石に水。根本的に打ち出す施策、方策が間違いであるとしか言ひようがありません。それどころか、この方策を実施することにより大きな副作用が生まれた。多いのが文科省。

こういったデータって大事ですね。人口の集中中は正するために地方創生の基本方針に盛り込まれども、大臣、今言つたような方策も当然地方創生に資するものなんだということで、理解でよろしいですよ。

○國務大臣(梶山弘志君) ほんの政策と併せて資するものだと思っております。

○山本太郎君 当然、地方創生を進める上では必要な一つであるということだと思います。

先ほど言いました大学の定員の抑制という部分ですね、この方策について。

平成二十八年度からスタートしました。狙いは、定員を超えた私大、国立大学に対するペナル

ティーを厳格化、大都市圏への学生の集中を是正することを目指すものだそうです。ちなみに、ペナルティー厳格化とは、もう皆さん御存じのとおり、大学への助成金の不交付、減額を意味する。

事前に内閣府に対して、この方策を導入後二年間で三大都市圏における大学の定員超過は私立公立含め何人減らすことができましたかと聞きま

す。

報告では、二〇一七年に、東京への流人は減るどころか、転入者が転出者を約十二万人上回る転入超過。二十二年連続転入超過。減るどころか増え続けている。東京への転入をどうすれば抑えられるのか、その根っこに向き合わず、大学の定員を抑制し、ただ一部の数を減らしただけ。にもかかわらず、東京一極集中の流れむしろ悪化。

これ、場当たり的な施策といふんじやないですか、こういうのを。これを見て一定の効果があつたとみなしているわけですよ。それを拡大しようとしているわけですね、この法案。愚の骨頂としか言いようがありません。

大学の定員抑制の方策が果たした役割以前に得られたものは、はつきり言って焼け石に水。根本的に打ち出す施策、方策が間違いであるとしか言ひようがありません。それどころか、この方策を実施することにより大きな副作用が生まれた。多いのが文科省。

る。これまで三予備校でA判定であれば大体受かるということが常識、にもかかわらず落ちている。それ、最高ランクだけじゃないと。MARC H、明治、青山、立教、中央、法政、それからSMG、成蹊、成城、明治学院、学習院、日東駒専でも同じ現象が起きており、合否A判定であっても落ちるというケースが続出。新ペナルティーによつて合否が読めない状況がみ出された。

ある程度の合格確率を取つていた者がそこで止まらない、だから下へ下へ行く。下へ下へ行つた結果、受からないということがあつたと言われるいわゆるEランク、Fランクの大学で聞いたこともないようことが起っている、補欠格が起つた。ある現象がEランク、Fランクで起つていて、三十年以上予備校業界に身を置くベテランの先生も、このような状況は今まで聞いたことがないと言つてはいるんですよ。

大学として合格を出してあげたいけれども、補欠格にする。その理由は、もしも一人でも基準をオーバーしたら助成金の減額、全額カットになるおそれがあるから。合格ではなく取りあえず補欠にしていく、ぎりぎりまで判断しない、できないう状況ですと。

もうちょっととしたら質問しますからね。もうちょっとと話聞いておいてくださいね、現実を。

まずはランクが上の大学から順番に入学者決まりますよ。Eランク、Fランク大学の合格者、これ最終的に確定するのはずっと後になるらしいんですよ。どうなるか分からぬといふ状況を一番長く味わうのが偏差値が高くなつていきますよね。Eランク、Fランク大学の入試は早くに行われるけれども、最終的な合格決定、三月頃まで出ない。そうなると、嫌な気持ちで二月後半の試験、三月後半の試験をずっと受け続けることになる。

ここにも問題があるんですつて。試験を受け続けられるのは経済力のある家庭だけ。幾つも試験を受け続けられない家庭では、進学諦めなくちゃ

ならないことなんですね。

入学試験は大学にとって猛烈な書き入れ時であることは皆さん御存じのとおりですよね。入試なしで黒字計上できるのは、私立では早稲田大学だけとも言われているそうです。私大の多くがどこも年内はつと赤字で、最後の入学試験で年度末に稼いで収支がとんとんになるといいます。大学側はたくさんの人人に受験してもらわなければ経営が維持できない、入試 자체が大学経営においてラインによる弊害、副作用を大学独自で受験生にアナウンス、インフォメーションすることは難しいんです。

文科大臣、この方策導入する前に、このような事態になることを予測して、事前に受験生やその保護者が対策を取れるようアナウンス、インフォメーションされましたか。文科大臣、教えてください。

○國務大臣(林芳正君) この平成二十六年の十二月に閣議決定されましたまち・ひと・しごと総合戦略を踏まえて、地方創生のための大都市圏の学生活集中是正方策として私立大学等経常費補助金、大学等設置認可、国立大学における措置を講じておりまして、そのうち私立大学等経常費補助金については、二十八年度より入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に不交付とする基準を段階的に厳格化することとしております。

文部科学省としては、平成二十七年六月にこれらの措置につきまして大学等の関係者に通知をするとともに、報道発表やホームページへの掲載を通じて社会に広く周知を図つたところでございまして、教育条件の維持向上を図り、かつ大都市圏を中心とする入学定員超過の適正化の観点から必要な措置であると、こういふふうに考えております。

○山本太郎君 ちゃんと答えてくれていいんでありますよ、大臣。

これ、方策が実行される前に、どういう事態にならぬかということをインフォメーションしたかつて

てことを聞いたんですよ。していないんでしょ

う。今のお話だつたら、大学で人減らしますといふことは広く広報したつもりです。それによると、副作用こんな被害が考えられるつてことは、文科省から伝えられていませんよね。副作用を予測もしていかつたというような立場なんですか。

○國務大臣(梶山弘志君) この制度については承知をしております。

○山本太郎君 制度は当然御存じでしょう。それによつて、そのような副作用があつて、大変な目に遭つている人たちが生まれ、生み出したことになつたということは御存じでしょうか。

○國務大臣(梶山弘志君) 定員の厳格化、定員管理制度の、超過の、管理の厳格化ということになれば、そういうことになるということだと思います。

○山本太郎君 何か言つてはいる意味がよく分からぬんですけどね。人減らしたら当然そういうことが生まれるのは当たり前なんじゃないかといふような立場で御発言をなさつたということですか。いまいち詳しい報告は聞いていないといふなりアクリションですね、恐らく。

三十年以上予備校業界で働く先生は、今の子供たちは物すごい狭い世界で生きていると言うんで

く変わつてこと分かるじゃないですか。正社員で見れば、男性で高卒、大卒の生涯賃金の差は約六千三百万、女性では七千円。どう考へても学歴社会、カーストのような現実が実際に存在する

んじゃないですか。

大学のランク、AからFまで。Aランクでも安全部だつた子が、Cでも駄目、結果、Dランクの大学。自分の全部が否定されてしまつたように子供たちは考へるといいます。あなたのせいぢやないよ、そう言つたとしても、それでもAランクに受かっている人は実際にいるから、やっぱり自分が悪いんだつてことを責めてしまう。もちろん、大学のランクに関する個人差があります。それのランク、ほかにもB、C、D、E、Fにおいても、頑張つても報われない、そんな状態が次々に生み出されている。なぜか。この方策始まってからです。国が失策じゃないですか。十二万人超過しているじゃないですか。これがやつて、これやつても焼け石に水でしょう。それを十年間これから拡大させていくなんて、正氣の沙汰とは思えない。

○山本太郎君 KPI検証に関する報告書、検証したチムが出した内容を見たら、現時点で目標の見直しを行つべきではないつて。何言つてはいるんだつて。あと半分しかないので、どうやつてKPI、これ達成するんだよつて。無理ですよ。それで、言つてはいることがとんでもない、一層の取組強化により目標の達成を目指すべきである。このような被害者が多数生まれてゐることにも目を向けて、より強化していく。一体どんな神経しているんですね。大学入試で人生決まるとか、うそばつかり教えられて、それで人生決まらないよつて断言してあげるんだけれども、人生決まらないと言つてくれるるのはその先生ぐらいで、ほかの世の中は全部それで人生が決まるということになつてはいるんで、子供はそう考へてしまふと言つてはね。それはそうです。

だつて、資料の三を見ていたいたら、JILL P.T.、実際の社会においては、大卒と高卒で大きな入れないといふようなことになつたら一体どう

なりますかつて。これ、一番あります食らっているのは誰か。皆さん大変な思いをしていますよ。けど、やっぱり生活困窮というような家庭にいてる人たち、すごい大変ですよね。だって、受験するのは物すごいお金掛かるじゃないですか。昔は十校受けるのが当たり前だつたって聞いていますけど、六校、八校に減っているんですって、今。それだけでも三十万掛かる。で、一応合格決まりましたとして、それをキープするためには入学金を払わなきゃならない、三回払う人もいるつて。どの家庭も楽に払っているわけじゃない、皆さん苦労して捻出しているつて。血を搾って払っています。そういうお母さんもいる。ダブルワーク、トリプルワーク、保険を解約、いろんな話を聞く。逆に言うと、定員が減らされなければこんな無駄なお金を使う必要もなかつたんですよ。その一方で、上位校に合格できる子たちもいる。小さいときからお金掛けもらつていて。逆に、受験するときには東大と私立一本でいけるんだって、そういう家もある。これ、何をしているかといつたら、格差広げているだけなんですよ、今の施策は、固定化ですよ。

生活保護家庭でも受験する子はいます。塾に行

けている子は多くない。塾に通つていれば今の受験について情報を得ることができる、傾向と対策、この二年で分かつてきただることもあるかもしれません。でも、学校だけの子はそういう情報は得られていない。その点でも不利です。複数の学校を受験するお金もない、貧困のループから抜け出すために家族の期待を背負つてワンチャンスだけ握り締めて受験した子供たち、この方策の影響でどうなりますか。厚労省の調べで、七人に一人、子供の貧困いるんでしよう。今やっている施策、方策、貧困から脱出するチャンス、階級上昇のチャンス、完全に絶たれる。格差の固定でしかありませんよ。余りにもやつてること、あり得なくなっていますか。ちゃんと見直してくださいよ。

それで、チャンス失つた貧困家庭、だけじゃない子供たちもどういう状況になりますかね。頑張つ

たつて無理、自信の喪失、絶望、その後に、人生に、個人に与える影響は計り知れません。この二年間の混乱を生み出したのは間違いなく政治による失策。その責任取るんですか。いまなり椅子取りゲームの椅子大胆に減らした結果、多くの子供、家族の人生変えてしまった。

お聞きしたいんですけど、文科大臣、これによつて不利益を被つた受験生などに対し救済策を考えられておられますか。

○國務大臣(林芳正君) 大学における在籍学生数でございますが、大学設置基準第十八条第三項において、大学は教育にふさわしい環境の確保のために、在学する学生の数を収容定員に基づき適切に管理するものとされておりまして、この規定に基づく定員管理を行うことにより、教員一人当たりの学生数などの教育条件を維持向上させることが重要です。

そのため、文科省においては、教育条件の維持向上を図り、大都市圏における入学定員超過の適正化の観点から、平成二十八年度からこの段階的な厳格化を行つておりますので、こうした措置については文科省としては教育条件の維持向上のためには必要なものと考えております。

○山本太郎君 聞いていないのに。

○委員長(柘植芳文君) 時間です。

○山本太郎君 時間のは分かつてありますよ。聞いていないことを答えたことに対ししつかりと、じや、指導させてくださいよ。

○委員長(柘植芳文君) 時間が過ぎておりますので。

○山本太郎君 分かつています。

このよくな被災者をより増産すること、しかも、被災者を救済する気もない大臣のお言葉からよく分かつた。本法案は害悪以外の何物でもないと申し上げ、次回の質疑では、本法案の定めつぶりと、それに代わる眞の地方創生のための大膽な修正案を提案させていただきます。

○松沢成文君 希望の党の松沢成文でございます。

今日は連合審査会ということで、私は、東京二十三区における大学等の定員抑制の問題に絞つて両大臣に見解を伺つていただきたいと思います。

私は、原則として東京二十三区内の大学の新学部設置や定員増加を認めないとするこの法律は、学問の自由や大学の自治、教育を受ける権利に対する重大な制約に当たるというふうに考えております。三月二十九日に私は参議院の文科委員会でこの問題を取り上げまして、私の質問に対してもございましたが、大学設置基準第十八条第三項において、大学は教育にふさわしい環境の確保のために、在学する学生の数を収容定員に基づき適切に管理するものとされておりまして、この規定に基づく定員管理を行うことにより、教員一人当たりの学生数などの教育条件を維持向上させることが重要です。

林大臣は、学生が大学で学ぶ機会を直接妨げるということではないので、大学の自治や教育を受ける権利を妨げることにはならないというような答弁をいたしました。直接妨げることにはならない。それでは、間接的な影響があるということは認めるんですか、大臣。

○國務大臣(林芳正君) ちょっと確認をいたしましたら、御指摘の直接というのは私ではなくて義務局長の答弁の中に出でてきたわけでござりますが、今委員が御指摘されました間接的な影響というのをどのように判断するかをお示しすることは困難なため、お答えすることは難しいわけでございますが、今回の措置は、各大学の教育研究の内容、活動そのものを制限するものではなくて、それぞれの大学の自治を侵したり各学生が大学で学ぶ機会を妨げたりするものではないと、そういうことを考えております。

○松沢成文君 間接的な影響というのは様々な学者からも指摘が出ていまして、早稲田大学の鎌田総長がこう言つてゐるんですね。学生一人当たりの公財政支出額が、国立大学の二百十八万に対して私立大学は十七万という不合理な大きな格差の下に置かれている私たち私立大学においては、收入の大半を学生納付金に頼らざるを得ず、こうした状況の下で東京二十三区内にある私立大学の定員増を一律に抑制することは、私立大学が教育再生とイノベーティブな研究を推進し、我が国の国際競争力の向上に貢献することを妨げかねないと、こういうふうに言つてゐるんですね。

つまり、私学は国庫助成も少ない、これから研究を更に充実したり、あるいは国際化の中で、あるいは社会変化の中で新しい教育を行つていくにはお金が掛かるんですけど、そのお金が必要なときに、やはり学生を増やして、学費を上げて、それが経営の中でしっかりと対応していくというのは当然の権利だろうと。それが、一地域にキャップを掛けられることによつて妨げられてしまう、これは大学の自治、学問の自由に反するじゃないかと、こういう意見ですね。

文科大臣、これは重大な学問の自由あるいは大学の自治に対する制約になると考えますが、大臣の見解はいかがでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) 繰り返しになつてしまふかもしませんが、大学の自治、学問の自由といふのは、憲法により学問の自由が保障されて、その精神に大学の自治は由来しているということでございまして、また、教育を受ける権利についても、憲法によって、国民は、法律の定めるところにより、能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有すると、こういうことでござります。

一方、この今回の措置は、ある一定の条件の下で例外をつくりながら増えるところを抑制するところ、そういうところでございますので、まさに先ほど申し上げたことに重複しますが、各大学の教育研究の内容とか活動そのものを制限するものではないと、それぞれの大学の自治を侵したり各学生が大学で学ぶ機会を妨げたりするものではないと、こういうふうに考えております。

○松沢成文君 何度も何度も押し問答になると思いますが、大学で学ぶ機会を妨げたりするものではないと、こういうふうに考えております。

○松沢成文君 何度聞いても押し問答になると思いますが、ただ、こういうキャップを掛けることが大学の自主的なマネジメントを妨げる可能性があると言つて、私学の皆さんはみんな反対なんですね、東京二十三区内にある。

それで、東京都知事も、これは大学のイノベーションが進まなければ日本の国際競争力にも大きな影響が出るんじゃないかと。これ、どう見て、これは大学の自治や学問の自由に私は影響を与えてると思いますよ。私学はみんなそう言つ

ています。私は、もう少し両大臣の間でこのことについてしつかりと議論をしてから法案を作つていただきたかったというふうに思います。

次に、首都圏及び近畿圏、これ中京圏も入つていたと思うんですが、大学等の新增設を規制する工場等制限法が二〇〇二年に廃止されました。改めて、これ廃止されたわけなんですが、政策転換する合理的な根拠の有無について、私は三月二十三日の文科委員会で林大臣に質問したところ、大臣は、これは内閣府、梶山大臣の法案であるが、このまま二十三区内の定員増が進み続けると、地方大学の中には経営悪化により撤退等が生じて、地域間で高等教育機会の格差が生じかねないので抑制することになったと思うというふうに答弁をいたしました。梶山大臣もそういうお考えなんですね。

○国務大臣(梶山弘志君) 今後、十八歳人口が大幅に減少してまいります。今、大体、十八歳人口百二十万人、一〇四〇年には八十八万人になるだ

りやなくて、もう昨年の出生数は九十四万人です

から、そこに近づいてきているということでもあ

ります。

このまま条件有利な東京二十三区の定員増が進

み続けますと、東京一極集中がますます加速を

し、東京の大学の収容力が拡大する一方で、地方

大学の中には経営悪化によるいわゆる撤退等が生

じて、地域間で高等教育の機会、就学機会の格差

が拡大しかねないために、二十三区の大学の学部

について原則として定員を増やさないこととして

おります。

以上のことから、御指摘の林大臣の御答弁と同

様の見解であります。

○松沢成文君 同じ考え方などいうことは分かりま

したが、それでは、具体的に、この二十三区内の

大学の規制が、総量規制が進むとの程度の地方

大学が経営悪化で潰れて、どの程度の地域間の高

等教育の格差が生じるであろうとお考えですか。

○政府参考人(末宗徹郎君) お答えいたします。

いたきたかったというふうに思います。

次に、首都圏及び近畿圏、これ中京圏も入つていたと思うんですが、大学等の新增設を規制する工場等制限法が二〇〇二年に廃止されました。改めて、これ廃止されたわけなんですが、政策転換する合理的な根拠の有無について、私は三月二十三日の文科委員会で林大臣に質問したところ、大臣は、これは内閣府、梶山大臣の法案であるが、このまま二十三区内の定員増が進み続けると、地方大学の中には経営悪化により撤退等が生じて、地域間で高等教育機会の格差が生じかねないので抑制することになったと思うというふうに答弁をいたしました。梶山大臣もそういうお考えなんですね。

○国務大臣(梶山弘志君) 今後、十八歳人口が大幅に減少してまいります。今、大体、十八歳人口百二十万人、一〇四〇年には八十八万人になるだ

りやなくて、もう昨年の出生数は九十四万人です

から、そこに近づいてきているということでもあ

ります。

このまま条件有利な東京二十三区の定員増が進

み続けますと、東京一極集中がますます加速を

し、東京の大学の収容力が拡大する一方で、地方

大学の中には経営悪化によるいわゆる撤退等が生

じて、地域間で高等教育の機会、就学機会の格差

が拡大しかねないために、二十三区の大学の学部

について原則として定員を増やさないこととして

おります。

以上のことから、御指摘の林大臣の御答弁と同

様の見解であります。

○松沢成文君 同じ考え方などいうことは分かりま

したが、それでは、具体的に、この二十三区内の

大学の規制が、総量規制が進むとの程度の地方

大学が経営悪化で潰れて、どの程度の地域間の高

等教育の格差が生じるであろうとお考えですか。

○政府参考人(末宗徹郎君) お答えいたします。

よつて地方大学の活性化に努めいただきたいと

考えております。

○松沢成文君 全く将来の推計なんかこれ分から

ないわけですね。ですから、東京の大学の

キヤップをされば地方の大学は良くなるだろ

う。とかいうこの見込みとか期待で大学の自治や学問

の自由を、これ憲法上の権利ですからね、それを

規制するようなことをやつてはいけないんです

よ。もしそういう政策をやるとしたら、これだけ

の大学がこういう政策で必ず経営が良くな

ります、地域の格差はこうなりますということを

国民に証明できない限り、私は憲法上の自由を規

制するようなことをやつてはいけないというふう

に考えております。

時間がありませんので次の質問に移りますけれ

ども、元々、都道府県別の大学進学率には大きな

格差があるんですね。これ、昨年度の文科省の大

学基本調査で都道府県別の大学進学率を見ます

と、ベストスリーは東京都の七二%、京都の六

四%、山梨の六〇%という順番なんですね。さ

て、ワーストスリーはどこかというと、大分県の

三六%、沖縄県と鹿児島県の三七%となっている

んです。

これ、私びっくりしたんですけども、トップ

の東京都とワーストの大分のこれ大学進学率の格

差、二倍ですよ。これだけ地域間の格差があるん

ですね。本人が希望しても、住んでいる場所に

よつて高等教育を受ける機会が制限されていると

も言えるんですけど、そうであれば、私はこのこと

の方が問題だと思っています。

前回、これも大臣に急に質問したんで答えづら

かつたと思いますけれども、大臣はこれは問題だ

と考えていますか。また、何が原因でこれだけの

得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに

い、定員を増やさない、これ以上増やさないとい

うことでござりますので、そこはキャップが掛か

るわけですが、むしろ今回の法案では、もう一方

で地方大学の振興、これを入れ込んでおりまし

て、そちらの方で地域の特色出しを行うことに

よつて地方大学の活性化に努めいただきたいと

考えております。

○松沢成文君 大臣おつしやるとおり、やつぱり

ないわけですね。ですから、東京の大学の

キヤップをされば地方の大学は良くなるだろ

う。とかいうこの見込みとか期待で大学の自治や学問

の自由を、これ憲法上の権利ですからね、それを

規制するようなことをやつてはいけないんです

よ。もしそういう政策をやるとしたら、これだけ

の大学がこういう政策で必ず経営が良くな

ります、地域の格差はこうなりますということを

国民に証明できない限り、私は憲法上の自由を規

制するようなことをやつてはいけないというふう

に考えております。

時間がありませんので次の質問に移りますけれ

ども、元々、都道府県別の大学進学率には大きな

格差があるんですね。これ、昨年度の文科省の大

学基本調査で都道府県別の大学進学率を見ます

と、ベストスリーは東京都の七二%、京都の六

四%、山梨の六〇%という順番なんですね。さ

て、ワーストスリーはどこかというと、大分県の

三六%、沖縄県と鹿児島県の三七%となっている

んです。

これ、私びっくりしたんですけども、トップ

の東京都とワーストの大分のこれ大学進学率の格

差、二倍ですよ。これだけ地域間の格差があるん

ですね。本人が希望しても、住んでいる場所に

よつて高等教育を受ける機会が制限されていると

も言えるんですけど、そうであれば、私はこのこと

の方が問題だと思っています。

前回、これも大臣に急に質問したんで答えづら

かつたと思いますけれども、大臣はこれは問題だ

と考えていますか。また、何が原因でこれだけの

得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに

い、定員を増やさない、これ以上増やさないとい

うことでござりますので、そこはキャップが掛か

るわけですが、むしろ今回の法案では、もう一方

で地方大学の振興、これを入れ込んでおりまし

て、そちらの方で地域の特色出しを行うことに

よつて地方大学の活性化に努めいただきたいと

考えております。

○松沢成文君 大臣おつしやるとおり、やつぱり

ないわけですね。ですから、東京の大学の

キヤップをされば地方の大学は良くなるだろ

う。とかいうこの見込みとか期待で大学の自治や学問

の自由を、これ憲法上の権利ですからね、それを

規制するようなことをやつてはいけないんです

よ。もしそういう政策をやるとしたら、これだけ

の大学がこういう政策で必ず経営が良くな

ります、地域の格差はこうなりますということを

国民に証明できない限り、私は憲法上の自由を規

制するようなことをやつてはいけないというふう

に考えております。

時間がありませんので次の質問に移りますけれ

ども、元々、都道府県別の大学進学率には大きな

格差があるんですね。これ、昨年度の文科省の大

学基本調査で都道府県別の大学進学率を見ます

と、ベストスリーは東京都の七二%、京都の六

四%、山梨の六〇%という順番なんですね。さ

て、ワーストスリーはどこかというと、大分県の

三六%、沖縄県と鹿児島県の三七%となっている

んです。

これ、私びっくりしたんですけども、トップ

の東京都とワーストの大分のこれ大学進学率の格

差、二倍ですよ。これだけ地域間の格差があるん

ですね。本人が希望しても、住んでいる場所に

よつて高等教育を受ける機会が制限されていると

も言えるんですけど、そうであれば、私はこのこと

の方が問題だと思っています。

前回、これも大臣に急に質問したんで答えづら

かつたと思いますけれども、大臣はこれは問題だ

と考えていますか。また、何が原因でこれだけの

得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに

い、定員を増やさない、これ以上増やさないとい

うことでござりますので、そこはキャップが掛か

るわけですが、むしろ今回の法案では、もう一方

で地方大学の振興、これを入れ込んでおりまし

て、そちらの方で地域の特色出しを行うことに

よつて地方大学の活性化に努めいただきたいと

考えております。

○松沢成文君 大臣おつしやるとおり、やつぱり

ないわけですね。ですから、東京の大学の

キヤップをされば地方の大学は良くなるだろ

う。とかいうこの見込みとか期待で大学の自治や学問

の自由を、これ憲法上の権利ですからね、それを

規制するようなことをやつてはいけないんです

よ。もしそういう政策をやるとしたら、これだけ

の大学がこういう政策で必ず経営が良くな

ります、地域の格差はこうなりますということを

国民に証明できない限り、私は憲法上の自由を規

制するようなことをやつてはいけないというふう

に考えております。

時間がありませんので次の質問に移りますけれ

ども、元々、都道府県別の大学進学率には大きな

格差があるんですね。これ、昨年度の文科省の大

学基本調査で都道府県別の大学進学率を見ます

と、ベストスリーは東京都の七二%、京都の六

四%、山梨の六〇%という順番なんですね。さ

て、ワーストスリーはどこかというと、大分県の

三六%、沖縄県と鹿児島県の三七%となっている

んです。

これ、私びっくりしたんですけども、トップ

の東京都とワーストの大分のこれ大学進学率の格

差、二倍ですよ。これだけ地域間の格差があるん

ですね。本人が希望しても、住んでいる場所に

よつて高等教育を受ける機会が制限されていると

も言えるんですけど、そうであれば、私はこのこと

の方が問題だと思っています。

前回、これも大臣に急に質問したんで答えづら

かつたと思いますけれども、大臣はこれは問題だ

と考えていますか。また、何が原因でこれだけの

得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに

い、定員を増やさない、これ以上増やさないとい

うことでござりますので、そこはキャップが掛か

るわけですが、むしろ今回の法案では、もう一方

で地方大学の振興、これを入れ込んでおりまし

て、そちらの方で地域の特色出しを行うことに

よつて地方大学の活性化に努めいただきたいと

考えております。

○松沢成文君 大臣おつしやるとおり、やつぱり

ないわけですね。ですから、東京の大学の

キヤップをされば地方の大学は良くなるだろ

う。とかいうこの見込みとか期待で大学の自治や学問

の自由を、これ憲法上の権利ですからね、それを

規制するようなことをやつてはいけないんです

よ。もしそういう政策をやるとしたら、これだけ

の大学がこういう政策で必ず経営が良くな

ります、地域の格差はこうなりますということを

国民に証明できない限り、私は憲法上の自由を規

制するようなことをやつてはいけないというふう

に考えております。

時間がありませんので次の質問に移りますけれ

ども、元々、都道府県別の大学進学率には大きな

格差があるんですね。これ、昨年度の文科省の大

学基本調査で都道府県別の大学進学率を見ます

と、ベストスリーは東京都の七二%、京都の六

四%、山梨の六〇%という順番なんですね。さ

て、ワーストスリーはどこかというと、大分県の

三六%、沖縄県と鹿児島県の三七%となっている

んです。

これ、私びっくりしたんですけど

しばらくまだ減り続けます。そういう中で、どこで減少を歯止めできるか、そのためには、それぞれの地域で経済がしっかりとしなくちゃならない、雇用もなくちゃならない、子育て環境もしっかりしなくちゃならないという中で、地方創生、息の長い取組としてやつしていくという中で、商店街の活性化であるとか……

○委員長(柘植芳文君)

時間ですので、答弁は簡潔にお願いします。

○国務大臣(梶山弘志君) また農地等を使った中山間地の活性化であるとか、そういうところで少しずつ私は成果が出てきていると考えております。

○松沢成文君 質問を終わります。ありがとうございます。

ざいました、どうも。

○委員長(柘植芳文君) 他に御発言もなければ、本連合審査会はこれにて終了することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柘植芳文君) 御異議ないと認めます。よって、連合審査会は終了することに決定いたしました。

これにて散会いたします。

午後一時八分散会

平成三十年六月十五日印刷

平成三十年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

U